

総務文教委員会記録

○開催日時

平成26年12月11日 午前9時56分～午後4時44分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長 持原秀行
副委員長 帯田裕達
委員 井上勝博
委員 佃昌樹

委員 今塩屋裕一
委員 福元光一
委員 徳永武次

○その他の議員

議員 下園政喜

○説明のための出席者

総務部長 今吉俊郎
総務課長 田代健一
秘書室長 鬼塚雅之
文書法制室長 堀ノ内孝
財政課長 今井功司
財産活用推進課長 平原一洋
財産管理グループ長 尾崎菊一
税務課長 山口秀昭
収納課長 枇杷繁
契約検査課長 堂元清憲
危機管理監 新屋義文
防災安全課長 角島栄
原子力安全対策室長 遠矢一星

教育長 上屋和夫
教育部長 中川清
教育総務課長 鮫島芳文
学校教育課長 原之園健児
課長代理 堀切良一
社会教育課長 橋口誠
課長代理 有西利朗
文化課長 岩元ひとみ
市民スポーツ課長 坂元安夫
少年自然の家所長 上村実行
中央図書館長 本野啓三

選挙管理委員会事務局長 森園一春

会計課長 今吉美智子

監査事務局長 火野坂博行
公平委員会事務局長

消防局長 新盛和久
次長兼警防課長 福山忠雄
消防総務課長 菅牟田哲
予防課長 有村淳一

議会事務局長 田上正洋
議事調査課長 道場益男

○事務局職員

議事調査課長 道場益男
主幹兼議事グループ長 瀬戸口健一

議事グループ員 柳裕子

○審査事件等

審　　査　　事　　件　　等	所　　管　　課
議案第167号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	総務課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消防総務課 警防課 予防課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社会教育課 (中央公民館)
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中央図書館
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	少年自然の家
議案第120号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	教育総務課 学校教育課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文化課
議案第121号 薩摩川内市上甑グラウンドの指定管理者の指定について 議案第122号 里プールの指定管理者の指定について 議案第123号 鹿島コミュニティプールの指定管理者の指定について 議案第124号 薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設及び御陵下公園の指定管理者の指定について 議案第125号 薩摩川内市スポーツ交流研修センターの指定管理者の指定について 議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	市民スポーツ課
(所管事務調査)	秘書室
議案第119号 薩摩川内市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	文書法制室
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財政課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財産活用推進課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税務課 税収納課

議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	契約検査課
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防災安全課
(所管事務調査)	原子力安全対策室
議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選挙管理委員会事務局
(所管事務調査)	会計課
議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	監査事務局
(所管事務調査)	公平委員会事務局
議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	議事調査課

△開　会

○委員長（持原秀行）ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

それでは、ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合には、委員長において隨時許可をいたします。

△総務課の審査

○委員長（持原秀行）それでは、総務課の審査に入ります。

△議案第167号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）まず、議案第167号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）おはようございます。総務課でございます。

議案第167号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづりのほうは、その5の167-1ページからになります。

説明は、別冊でお配りしてございます議会資料でいたしますので、議会資料の1ページをごらんください。

まず、改正の経緯等でございますけれども、国家公務員の給与法等が11月の19日に公布がされまして、これに準じて、職員の給料月額、それから初任給調整手当、勤勉手当の支給割合、それに特別職、議會議員の皆様の期末手当の支給割合を改正するものでございます。

本条例におきまして、職員の給与条例、それから特別職給与条例、それと議員の報酬条例の3条

例を改正するものでございます。

3番ですが、一般職の給料表の改定につきましては、職員の給料が平均0.3%のプラス改定となっております。プラス改定につきましては、平成19年以来7年ぶりの改定となっております。

内容につきましては、資料にお示しのとおりでございますけれども、若年層に重点を置いた見直しのため、主に高年齢層では据え置きとなりまして、約4分の3の職員が引き上げの対象となることになります。

次の初任給調整手当でございますが、これは、医師、歯科医師への手当でございまして、採用時の給与額が民間と比較して低く、雇用が困難なために設けられた手当でございますけれども、対象職員で今回改正に伴う上限額の適用を受けているものはございませんので、今回改正による直接の影響はございません。

なお、手当自体の対象となっている医師は5名ございます。

それから、5番目です。期末・勤勉手当の内容ですけれども、まず、一般職におきましては、勤勉手当を0.15月分、年間で引き上げを行います。平成26年度におきましては、この0.15月分を12月期でまとめて引き上げますけれども、来年度からは6月期と12月期に分けて、改定後の率をそれぞれ0.75月分とする改正を行っております。

次のページ、2ページでございます。再任用職員につきましては、勤勉手当の引き上げ率は0.05月分となります。引き上げの内容については、記載の表のとおりでございます。

それから、特別職及び議員につきましては、期末手当のほうを0.15月分引き上げることとなります。

6番目の実施時期でございますが、給料表の改定については、ことし4月1日に、期末・勤勉手当につきましては、基準日の12月1日にそれぞれさかのぼって適用いたしまして、本条例案及び予算案が可決後に差額を年内に支給する予定となっております。

最後に7番目、給与改定による補正額でございますが、以上の月額給料、それから期末・勤勉手当のほか、同改定による影響、はね返り分の時間外手当及び共済費の差額を合わせまして、一般会計、特別会計合わせまして9,589万

1,000円が所要額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）それでは、続きまして、議案第157号、第5回補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の27ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、事項、総務一般管理費の2,875万円の増額は、職員の異動等によります給料、職員手当、共済費の一般職員給の補正と負担金におきまして、今年度、林務水産課に配置いたしました県派遣職員に係る人件費相当額を計上いたしております。

次の公課費の追加につきましては、委員会資料のほうで説明をいたしますので、総務文教委員会資料総務部分の1ページをお開きください。

源泉徴収所得税の自己点検結果についてという表題でございますけれども、ことし8月に川内税務署から源泉所得税の自己点検の依頼が参りました

た。

内容は、測量設計事務所に業務委託をする場合などにおきまして、委託先が会社経営ではなく、個人事業主の場合は、委託契約に基づく委託料であっても、税法上は報酬とみなされて源泉徴収の対象となります。全国的にこの源泉徴収の漏れが発生しているということで、本市におきましても該当がないかの自己点検を求めるものでございました。

当課におきまして、全序的に調査しましたところ、平成22年からの過去5年間で、10事業所100件、423万6,613円の徴収不足額があることが判明いたしました。同不足額とこれに係る延滞税及び不納付加算税の合計453万9,713円を追加納付する必要が生じましたため、今回補正予算計上させていただいたところでございます。

徴収漏れの発生した原因につきましては、担当課におきまして、個人事業主が源泉徴収の対象となることの認識がなく、慣行として会社への委託と同じ取り扱いがなされていたことによるものでございます。

今後の対応でございますが、該当する個人事業主の皆様全員への事情の説明については、もう既に終了いたしております。おわび申し上げるとともに、納付についての御理解をいただいております。既に、もう6件分、約180万円については納付をいただいているところです。

税務署に対しては、予算成立後、直ちに徴収不足額及び延滞税、不納付加算税全額を納付する予定となっております。

各個人事業主の皆様は、過去の確定申告で、当該委託料の収入を申告の上、所得税の納付のほうはされておりますので、税務署に更正請求を行い、徴収不足額と同額の還付を受けることができます。残りの4件につきましても、還付があり次第、徴収不足額の全額を納付いただける予定となっております。

当該納付金事業主様からの納付金については、歳入で源泉徴収所得税徴収金423万7,000円として計上いたしているところでございます。

最後に、今回の徴収漏れの発生に対する再発防止策といたしましては、文書により、今回の発生原因となった所得税法204条による源泉徴収対象の周知の徹底、事務手続の再確認を全職員に行

いましたほか、会計課の支出審査時のチェック強化を図ったところでございます。

予算書のほうに戻っていただきまして、歳入について説明いたしますので、予算書の21ページをお開きください。

18款1項1目総務費寄附金のうち、総務課分は100万円で、市制施行10周年をお祝いして、信和精工株式会社様から寄附をいただいたものでございます。

次に、24ページです。24ページの21款5項4目雑入のうち総務課分は、説明欄の中ほど、源泉徴収所得税徴収金で、内容については、今ほど歳出で御説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）この源泉徴収の誤りについては、全国的な規模だというふうにおっしゃってるんですが。とすると、それは全国的ということは、原因は個々の職員ということではなくて、それを周知できなかったところの問題ということになるんじゃないですかね。そこはどういうことなんですか。

○総務課長（田代健一）全国的と申し上げましたのは、他県でも既に何件か事例が報じられているところでございまして、県内でも他市では曾於市、阿久根市、霧島市、南九州市において同様の事例が報じられているところでございます。

今回の徴収漏れが発生した理由につきましては、根本の分については、担当する職員も含めた主管課のほうの、所得税法について、源泉徴収の対象となるものがどこの範囲になるかについての認識が不足していたというのが原因でございますけれども。委員御指摘のとおり、全国的に発生しているということで、委託料で支払った分につきましては、当該事業者における年末の確定申告時に収入として税務署のほうには報告をし、それに係る税額については納付をいたしておりますので、それによって税金としては納付がされている。あるいは、担当によっては委託料であるので、そもそも源泉徴収義務が事業者のはうにないという認識をしていたということでございまして、これについては、本市においても一部の担当職員が、その

税法上の知識を持っていなかったというよりは、全国的にそいつた所得税法についての認識が十分になされていない状況下において発生した納付漏れであるというふうに考えております。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹）ちょっと説明を。再発防止策で①はわかるんだけど、②執行課の適正な処理、会計課、ここを審査の強化をすると。こうした税法上の漏れた部分の徴収というのは適正にできるわけ。

○総務課長（田代健一）源泉徴収でございますので、通常報酬払いの場合については、報酬を支払う段階で、市のほうがその必要な額について、徴収、差し引いた額を相手方のほうに支払います。今回の事業所に対する委託料の場合も、委託料として契約をしたものの中から源泉徴収として徴収すべき額を差し引いた額を委託をした受託者のほうに支払うといった流れになりますので、支出命令による支出をした際にその額を差し引くということで、ここまで作業は、予算執行課のほうの業務となります。

それで、会計課におきましては、そいつた個人事業主に対する源泉徴収が必要な経費についての証票の回付があった場合については、そこはちゃんと源泉徴収をしてくださいよ、源泉徴収してあるかについての記載欄がございますので、そこでチェックが入るということでございます。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）それでは、ここで本案の審査を一時中止いたします。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（田代健一）続きまして、議案第169号、第6回補正について説明いたしますので、予算に関する説明書の11ページをお開きください。

第6回予算につきましては、先ほど御説明いたしました議案第167号の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う補正額を計上したものでございます。当課の関係分としては、11ページの2款1項1目総務一般管理費において、給料、職員手当等共済費に係る所要額を計上いたしたところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行） 当局の説明がありました
が、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○総務課長（田代健一） ありません。

○委員長（持原秀行） これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（佃 昌樹） 現在の休業、精神的なものも含めて、休業措置をしている人数はどれぐらいある。

○総務課長（田代健一） 病気休暇と病気休職について数を御説明いたしますけれども、まず病気休職をとっている者が4名——現時点でございます。うちメンタルに係るものが3名、身体に係るものが1名です。それから、30日以上の病気休暇を取得中である者が8名ございます。うちメンタルに係る者が5名、身体に係る者が3名でございます。産後休暇等についてはよろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員（佃 昌樹） 昔から比べると、ふえてるかなという印象もあるんだけれども。メンタルについてが、公務員の場合はそれが多いんだけれども、段階の配慮というのはずっとやっているのかな。どういった方法でやっているのか、その辺あ

るんですか。

○総務課長（田代健一） 病気休暇者の傾向といたしましては、合併直後から数年間につきましては多くて、その後、減少傾向にございましたが、近年、御指摘のとおり、やや、またふえてくる傾向にございます。

内訳といたしましては、再発の方、一度メンタルで病気休暇等を取得された方が一旦治られて、また再発といったものが増加の要因ではないかと思っております。病気休暇者のうちメンタルに係る休暇者につきましては、3段階に分けて大きく衛生管理者等を中心にして対応いたしておりますけれども。まず、メンタルに係る病気の危険性が高い職員の拾い上げ、具体的には、時間外超過勤務時間が長い者、それから、異動直後の環境が変わった者について、衛生管理者のほうでヒアリングをいたしまして、状況としてメンタルに罹患する可能性がないかについての相談等を受けております。

それから、次に、メンタルが発生した方につきましては、できるだけ早いうちに専門の医療機関を受診して、仕事を継続しながら治療ができるような環境というのを整えられるようにいたしております。

また、市といたしましては、精神医療機関についてのお医者さんの対応にあわせまして、純心女子大学のカウンセラーの先生にも委託でお願いしてございまして、両面からいろいろな相談が受けられるようしているところでございます。

3段階目といたしまして、病気、メンタルによって休暇をとられた方につきましては、病状によりまして回復してきた場合に、復職訓練といった形で、いきなり職場に戻すのではなくて、病気休暇・休職期間中にならし運転的にお仕事のほうをしていただきながら、職場になれていただいて復職していただくというような流れをつくっているところでございます。

簡単には以上のような状況でございます。

○委員（佃 昌樹） 俗に言う、メンタル予備群という、まさに病気に突入していくという人たちと衛生管理者とのこの早期のつなぎというのはどこがやるんですか。早期のつなぎについては、その本人が相談していくのか、それとも、周りのどつかがそういった状況をつかんで、衛生管理者とのセッティングをしていくのか、つなぎをやつ

ていくのか、その辺はどんなシステムになっているんですか。

○総務課長（田代健一）形式的な線引きで半強制的にといいますか、衛生管理者との面談の機会を設ける手段といたしましては、超過勤務時間の線引きの中で、一定以上の超過勤務時間が発生して、それが長期間にわたっているものについては、衛生管理者の面談を受けるようにしております。毎月、対象者につきましては、衛生管理者のほうから、私、それから安全衛生管理者である総務部長のほうに回付がなされるようにしております、ちょっと業務量、それから業務の内容、職場の環境上危ないなという者については重点的に目配りができるようにしております。そのほか、直接、主管課長のほう、あるいは年休の取得状況等から情報が入ってまいいる場合もございます。

○委員（佃 昌樹）なかなか周りの環境がそうした作用してるとと思うんだけれども、そういった環境を本人が受け入れられない状況が続くと、そういったメンタルの問題になってくるし、または、上司によるセクハラを含めた問題やらいっぱい出てくると思うんですね、パワハラの問題とか。特に、そのパワハラとかそういった問題については、もう管理職に任せた状態になってるのか、それとも、そういったパワハラに対する研修なり何なりが定期的に行われているのかどうか、その辺はどうなってる。

○総務課長（田代健一）まず、研修面につきましてはパワハラ、上司からのパワハラ、それから、逆に部下からという場合も想定はされます。それぞれ課長級、課長補佐級、それからグループ長級ということで、節目、節目で基準研修を行っておりますけれども、その際に、特に管理職、部長、課長、グループ長といった節目の部分については、そういったメンタル面での部下に対する配慮の仕方、対応の仕方といったものについて研修を行っているところでございます。

実際、パワハラが原因ではないかとか、職場内の人間関係が原因ではないかというようなメンタルの発生事案につきましては総務課のほうが関与いたしまして、解決策について双方の話を聞きながら対応しているところでございます。具体的には、年次的人事異動とかそういったものについて解決を図る場合もございますし、病気、メンタルの病状の程度が重い場合については、早期に医療

機関を受診させて、状況によって一定期間の病気休暇をとらせる等の対応しているところでございます。

○委員（福元光一）関連ですけど、部長にお聞きしますけど、それで休職とか、もちろん休職であって病院に入院するとか、そういう人たちを今まで数多く見てこられたと思うんですけど。原因を大きく分けると、その仕事についていけないとということで、そういう状況になったり、また今言われるよう、人間関係というのでそういう状況になると思うんですけど。

民間企業でいったら、もう退職か、結局、長期休暇はとっても給料は払えないという状態に即なるんですよね。だから、公務員だから身分を守られてるから、そうして長期、給料もらって休めるということなんんですけど。

その前に、今佃委員のほうからもあるんですけど、やはり上司がちゃんと管理をして、早く仮に仕事であっても人間関係であっても原因がはっきりわかるわからわからぬから、異動させるなり、そうしないと、これ一般市民が聞いたら、仕事をしないで給料をもらってる。これはもう公務員だから仕方がないといやあ、それまでなんんですけどやはりそこは責任はやっぱり上司にもあると思うんですね。さかのぼっていえば、市長までいくわけです。だから、そういう休むという人を今まで見て、割合的にどっちが多いですか。

○総務部長（今吉俊郎）具体的な数字につきましては、先ほど課長が申し上げたり、あるいはそのデータつくる衛生管理者のほうで把握してるところですけども、私への質問ということですから、感覚的なものでお答えさせていただきます。

薩摩川内市がスタートした当初は、やはりアウトソーシング、定員適正化方針ということで、仕事と人の量ということで、人が減る、仕事が逆にふえるといったようなことで、そういった仕事の量の面でメンタルに向かう人も多かったんじゃないかなという感覚です。それが少したつと、仕事の量もですけれども、いわゆる今度は仕事の質です。この仕事は自分には向かないといったようなことも考えるようになった時期もあろうかと思います。最近では、対人関係です。対人関係でもってメンタルに向かっていくという職員も出てきたなというような、そういう感覚です。

対応策としては、先ほど田代課長もおっしゃら

れましたけれども、階層別の研修で徹底して早期発見に努めたり、あるいは若手職員につきましても、採用時あるいは3年、6年、10年というその節目で研修を行いますので、いわゆる仕事への自分として向き方、仕事は、それこそ自分で選んでもするものじゃないといったようなことなども含めた若手職員への研修も含め、そして上司からはまた、アンテナをうまく張るようにというようなことで、できる限りの予防策はとっています。

市民の声というのも先ほどありましたけれども、そう言わぬようにという思いでですね。極力、メンタル職員少なくしていければというふうに考えております。

以上です。

○委員（福元光一）仕事的にいいますと、仕事の量とか質とか、量が多いということは残業が多くなって、体力的からまず精神的に移ってくるということなんだと思いますけど。質は、この仕事はできないということなんんですけど、その担当の職員が休職した場合に、あとはどういうふうにして、その課でかわりの人がやるわけですけど。その人は自分が今持ってる仕事プラス、またこの休んだ人の仕事までなんんですけど、その人はどういう状況で仕事をやってるんですかね。すごく多く残業が出たりするわけですよね、単純にいった場合に。それとも、その課にもう一人いるということは、スムーズに仕事ができるということは、考えられるのは、職員が少し余ってるとか、それで、そのかわりの人ができるということは、量に対しても質に対してもこなしていけるということは、それだけその人が仕事のペースが速い、また技術的にできるということなんんですけど。その3点ぐらい、ちょっと教えてください。

○総務部長（今吉俊郎）私の説明で不足するようであれば、課長で補足させますけれども。基本的に、メンタル等でどうしても職場を離れなければならないといったときは、補充するように考えております。その補充の仕方が、臨時職員あるいは嘱託員というのもあれば、あるいは、ボリュームによってはグループ長、課長代理含む周りの職員で少しづつカバーする。これはそのカバーできる時期、期間と考えたときに、仕事の繁忙期、繁忙期でない時期といったようなことのバランスを考えながら判断する場合もあろうかと思います。人事異動の時期が近づけば、その欠員となつてい

る部分をどう補充するかということで、それまでの措置を継続するのか、人事異動という手で補充していくかといったようなこと。特に、最近の傾向では、どうしても職員は減らす傾向にありますので、どうしても逆に仕事を減らすというようなことで知恵を出そうといったようなこともあわせて対応しているところです。

以上です。

○総務課長（田代健一）総務課のほうで病休のみでなく、育休・産休も含めた、そういった職員の年度内の欠員が生じた場合についての対応するための嘱託員、臨時職員に関する人件費のほうを若干予算措置してございますので、短期につきましては、今部長からございましたように、そういった嘱託員、臨時職員でできる部分についてはカバーをすると。ただ、やはり嘱託員、臨時職員については、公権力の行使に当たるような業務というのはできませんので、あくまでも補助職員でございますので、そういった部分については、グループ制を利用してグループ間の応援体制をとつてもらったりとかいうことでカバーしているところでございます。

○委員（井上勝博）ちょっと私、少し気になつたんですけども、仕事をしてるとときに病気になられた場合に、傷病手当なりあると思うんですよね。そういったものが民間企業と比べて、公務員は特別に優遇されてるという面があるんでしょうか、その辺は。民間企業とそれは基本的には同じなんじゃないですか、病気をされたときというのは。

○総務課長（田代健一）病気休暇の制度につきましては、公務員、それから民間の間で全く同じかというと、それぞれの就業規定等を民間で結ぶ中で定めてある分がございますので、市におきましては国家公務員に準拠した形で定めておりますので、同一とは言えないのではないかと思われます。

病気休職になった場合についての休業補償につきましては、民間でも同様の休業補償についての制度がございますので、国のほうと準拠しておりますけれども、民間にも同様の制度があるというふうに考えております。

○委員（佃 昌樹）定員適正化のために定員を減らしていくという、そういうさなかですよね。と同時に、いろいろな事務事業を県から移譲されたりして、業務的にはどんどんふえてきている実

態にありますよね。企画のほうではそういう権限移譲による事務がふえる。そうすると、人事管理をしている総務課は、そこで具体的にどういった対応をしていくのか。その意思疎通をする場というのは、どこになるんですか。

○総務課長（田代健一） 今御質問の中でございましたとおり、定数管理については行政改革推進課のほうでいたしております。定数に伴います事務分掌、業務量についての把握のほうも行革のほうでいたしております。

一方、総務課のほうは、その定数及び定数の中での業務に応じた人員配置について、人事異動の際に人の配置をしていくというように分業をいたしておりますところでございますが、行政改革推進課のほうでは、毎年、定員ヒアリングというのを行いまして、その必要な定数の増減、それから業務量の増減についての把握を主管課ヒアリングのほうでしております。ほぼ同時期に、総務課のほうは人事異動ヒアリングということで、今の職場内での業務の量、それから経験年数等を考えたときに、今は例えれば経験年数の多い職員だから、この定数で間に合っているけれども、ここがベテランが抜けて新しい職員が入ってくると、ちょっと厳しくなるよとかいう話などを聞きながら、過去の同様の事業に対する実務経験等を考慮しながら、人事異動のほうを行っておるところでございます。

この両方の定数管理のほうの行政改革推進課と人事異動の主管課の総務課については、随時、そういうヒアリングにおける情報交換しながら、定例である4月なりの人事異動の際の異動について検討を行っているところでございます。

○委員（佃 昌樹） 総務文教に久しぶりに帰つてきましたけれども、前から私が言っているのは、先ほど、なぜ休職者のことを聞いたかというと、それだけ人間を育てるのには相当の期間と、それからお金という資源が必要なんですね。それをぶつ壊すのは簡単なんです。人間をぶつ壊すということは、非常に簡単にぶつ壊れていきますけれども、これ育てるというのは、相当な時間と費用と労力をかけなきや、できない問題なんです。だから、そういうことを考慮すると、人を使う場合には、もうちょっと丁寧にやっぱり使ってもらって、人件費を無駄にするような管理職というのを、私は管理職じゃないなと思うんですよ。だから、そういう面について、ぜひ総務課のほうと

しては、やってはいるとは思いますけれども、なかなか減らないという状況を見ると、やっぱりどつかにか抜けがあるのかなというふうには思います。そういう面にやっぱりもうちょっと意を用いていただければ、職員の皆さんも元気が出るんじゃないかなというふうには思います。ぜひよろしくお願いします。

○委員長（持原秀行） 私からもいいですかね。やはり事務事業の見直しというのをしっかりと各課でやっていただきたいというふうに思いますし、本年度から年金の接続という関係で、再任用職員をベテランの人たちを採用するようになりました。来年からもずっとこれは続いていくと思います。65歳までずっと5年間、退職後5年間、再任用をするという状況にもきますので、それらの熟練された職員の皆さんのお活用をしていただきたい。そして、若手をしっかりと育てていくという意味では、そういうふうに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 以上で総務課を終わります。御苦労さまでした。

△消防局の審査

○委員長（持原秀行） 次に、消防局の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） それでは、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（菅牟田 哲） 改めまして、おはようございます。消防総務課でございます。

第5回補正予算、歳出について申し上げます。予算に関する説明書、第5回補正の56ページをお開きをください。

まず、上段の1目常備消防費では、補正額486万2,000円の増額で、内容としましては、

右側、説明欄にございます常備消防一般管理費の事項で、主に職員手当等の増額で、火災を初めとした災害出動等に関する時間外手当等でございます。

続きまして、3目常備消防施設費では、補正額967万2,000円の減額でございます。御案内のとおり、消防庁舎建設工事の工事完了に伴う工事請負費の減額でございます。

続きまして、4目非常備消防施設費では、工事請負費について財源調整を行ったもので、補正額の増減はございません。

続いて、6ページをお開きをください。第2表、継続費補正について御説明申し上げます。

消防庁舎等建設事業におきまして、歳出で申し上げましたが、工事完了に伴い、継続費年割額26年度設定額分を967万2,000円減額をし、補正前の26年度年割額2億9,441万5,000円から2億8,474万3,000円に変更するものでございます。

以上で、第5回補正予算の消防局分に関する説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） 56ページの非常備消防施設費については増減はないんですが、国庫支出金が減って、一般財源が持ち出しということになっているわけですので、ちょっと内訳を説明いただけますか。

○消防総務課長（菅牟田 哲） この特定財源の140万の減額分でございますが、消防団の施設整備事業で消防団車庫詰所の改修事業に伴います財源充当で、電源交付金を充当しての関係で、入札の執行額に伴いまして、国庫支出金の減額をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） 次に、審査を一時中止しております議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（菅牟田 哲） 続きまして、第6回補正予算につきましては、給与に関する条例等の一部改正に伴う補正額を計上したものであります。

なお、消防局所管分につきましては、予算に関する説明書、第6回補正の34ページをお開きをください。

1目常備消防費の補正額1,278万円で、これにつきましては、右側説明欄、常備消防一般管理費の事項で、職員147人の給料、職員手当等及び共済費に関するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） 本当は先ほど総務課で聞けばよかったですけど、今回の給料の改定、給料というか、この改定で全く影響なかったという方もいらっしゃるんですか。先ほど、ベテランというか一定の年齢以上は、そういうのはないというお話があったんですが、全く関係ないという方もいらっしゃるわけですか。

○総務部長（今吉俊郎） ただいまの御質問につきましては、先ほど総務課が提出しております議会資料の1ページ、3番に規定してございますから、ごらんください。よろしいでしょうか。

給与改定で今回該当になります職員につきましては、高齢層の職員が該当になりませんので、全職員1,083人のうち821人が今回の改定に該当するという説明をしております。給料表の1級から7級までありますけれども、それぞれの級に該当するしないという数字で示してございますので、御参照いただければと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） 給料の問題で、我々の年代、55を超えると、ほとんどもう昇給がないんですよというお話を聞いてたんですが、やっぱりそう

いう、いわば55とか年齢で大体影響があるかな
いからかちゅうのはあるんですか。そこら辺も総務部
長のほうにお聞きしたいんですけど。

○総務部長（今吉俊郎）もう私も既に55歳を
何年か前に過ぎておりますので、もう上がることは
全くなく、下がる一方でございます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○消防局次長兼警防課長（福山忠雄）それでは、私のほうから所管事務につきまして一括して御説明申し上げますので、消防局の委員会資料を御準備ください。

まず、1ページでございますが、第18回目となります自衛消防隊消火競技大会を防火管理協会及び危険物完全協会の加入事業所から26事業所114の方々に参加していただき、10月23日に運動公園内の駐車場で実施いたしたところでございます。大会結果につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、下段になりますが、防災研修センターの利用状況は、11月30日までに4,744の方々に御利用いただいております。

なお、12月の予約状況を見ますと、年内に5,000人を超える見込みでございます。来庁された市内外、それから年齢層につきましては、資料に記載のとおりでございます。

今後も引き続き周知広報に努めまして、防災研究センターを活用し、市民の方々の防火・防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2ページをごらんください。

予防課で実施いたしました幼年消防クラブ防災教室と防火ポスター・絵画展の状況を記載してございます。

幼年消防クラブ防災教室は、幼児期からの防災

教育の一環として実施したもので、2日間で市内の12幼年消防クラブから年長者の園児253人が参加して実施いたしました。

続きまして、3ページですが、自主防災組織等の訓練実施状況でございます。

中ほどの表に記載のとおり、本年11月までの実施状況は、昨年の1年間と比較しまして減少していることから、引き続き訓練を未実施の組織や各自治会につきましては職員がみずから出向きて、日ごろからの訓練の重要性を説明し、災害発生時には的確に対応できる自主防災組織の体制づくりに職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、4ページでございます。

秋季全国火災予防運動に伴います各署における訓練等でございます。

今回は、各署の管内の施設を利用いたしました消防演習のほか、上の表の2段目になりますが、中央消防署では新庁舎を活用しまして、防災研修センターのほか、車両展示、体験搭乗を初め消防車のペーパークラフトの作成など、さまざまな体験コーナーを設けた消防フェスタを開催し、多くの市民の方々に参加していただきました。

なお、下段の表に記載しております火災予防街頭立哨につきましては、今回新たに取り組んだものでございます。職員を初め消防団員、防火管理協会及び危険物安全協会の御協力をいただきまして、市内の主要交差点9カ所で、期間中の毎日、16時半から1時間程度、のぼり、横断幕などで火災予防を呼びかけを実施いたしたところでございます。

5ページから6ページにかけまして、各種訓練の状況を記載しております。主なものを説明いたします。

まず、(1)の北薩地区消防長連絡協議会職員研修でございますが、これは、北薩地区のいちき串木野市、さつま町、阿久根地区、出水市と本市の5消防本部で毎年持ち回りで合同の研修訓練を実施しております。

今回は、さつま町神子地区の川内川で県の防災航空隊と連携しまして、潜水救助訓練を実施したところでございます。

続きまして、6ページをお開きください。6ページの下段になりますが、(4)の緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練でございますが、毎年、

九州8県を持ち回りで開催されるもので、ことしは福岡県久留米市で実施されました。九州各県の消防から車両213台、181隊、消防隊員が741人を初め、自衛隊、警察、医療機関等が集結して訓練が行われたところでございます。本市からは、車両3台と3隊12人の職員が参加いたしました。

続きまして、7ページになりますが、8の薩摩川内市消防団年末特別警戒が12月28日から30日までの3日間、市内の各分団車庫・詰所で実施されます。これに伴いまして、年末特別警戒慰問巡視初日の28日に本土地域9班、甑島地域2班の計11班で、市長を初めとして両副市長、消防局長等を巡査員として、資料に記載のとおり実施する予定でございます。

開いていただきまして9ページ、下段になりますが、平成27年薩摩川内市消防出初式を市内3会場で実施いたします。

川内会場につきましては、1月10日土曜日8時40分から分列行進を行う予定であります。場所につきましては、本年と同様に、太平橋と開戸橋の間の川内川河川敷となります。寒い中大変ですが、十分な防寒対策をなされて御参列いただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、9ページの火災・救急発生の状況につきまして御説明申し上げます。

まず、上段の（1）の表になりますが、11月末現在で火災は44件発生し、対前年比2件の増でございます。

救急につきましては、3,638件で105件の増となっております。

地域別、月別の火災・救急の状況は記載のとおりでございますが、2番目の火災の欄で、地域別では、本年は甑島地域の火災は現在まで1件も発生していないところでございます。

また、火災の種別では、本年、建物火災が昨年と比較しまして5件増加しております。この関係で火災損害額の増加につながっているところでございます。また、逆に火入れ、たき火等のその他火災は5件減少しているところでございます。

救急につきましては、救急の種別では、105件の増のうち、特に急病と交通事故が前年と比較して増加しているところでございます。

以上で、消防局の所管事務の説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防局を終わります。御苦労さまでした。

△社会教育課の審査

○委員長（持原秀行）次に、社会教育課の審査に入ります。

まず、教育部長に事前に配付しております資料について説明を求めます。

○教育部長（中川 清）今回は通常の委員会資料とは別に、別冊になっております総務文教委員会資料編（教育委員会）という冊子をお配りいたしております。これは、今回、議会の構成も変わったということで、これまで教育委員会のほうで作成、配付いたしておりました事業概要等の資料を再度冊子にまとめたものでございます。

今後、教育委員会で作成、配付いたします資料冊子等については、本資料編での差しかえ利用していただければと考えております。

なお、最初の薩摩川内市の教育には、この中に教育委員会の教育部の組織図、それから事務分掌のほか、あけて11ページには教育委員会の所管施設の配置図、それから27ページ以降には、それぞれの所管の主要データ等を入れてございますので、御利用いただければと思います。これは毎年作成しますので、その都度、この冊子を差しかえていただければというふうに考えております。よろしくお願ひします。

以上でございます。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口 誠）おはようございま

す。社会教育課でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第157号、第5回補正予算の歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書の61ページをお開きいただきたいと思います。

まず、10款5項1目社会教育総務費では30万5,000円の減額補正をお願いしております。右側の説明欄でございますが、事項、青少年対策におきまして、委託料の入札執行残を減額するものであります。

次に、62ページをお開きください。

3目公民館費では、480万円の増額補正をお願いしております。右の説明欄でありますが、事項、中央公民館費では440万円を増額補正しております。これは、中央公民館の経年埋設ガス管の改修工事に要する経費であります。埋設後、30年以上が経過いたしました亜鉛メッキ鋼管につきましては、腐食劣化によるガス漏えいの危険性が指摘されておりまして、経済産業省九州産業保安監督部がポリエチレン管またはポリエチレン被覆鋼管へ交換するための改修工事を指導しているところでございます。

本年9月に、ガス業者による点検が行われた結果、中央公民館敷地内に埋設されているガス管も、昭和54年、既に埋設後35年に設置された亜鉛メッキ鋼管であることが判明したところでございます。つきましては、特に国や地方公共団体の庁舎等について、改修工事の促進がなされているところでございまして、中央公民館、図書館におきましても、利用者や周辺住民の安全を確保するため早急な対応を図ろうとするものであります。

次に、事項、地域公民館費では40万円を増額補正しております。これは、岩下集会所浄化槽漏水修繕に要する経費であります。これにつきましては、点検業務委託業者から浄化槽の水位が下がっている旨の報告があり、検査の結果、漏水によるものと判明したため修繕を行おうとするものであります。

次に、7ページにお返りください。

7ページの繰越明許費補正の追加分であります。表の一番下、中央公民館ガス埋設管改修事業について、安全管理のため救急を要するものでございますが、年度内の工事完了が難しいため繰り越しをお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査のほど

どお願いいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑を願います。

○委員（井上勝博） 中央公民館なんすけれども、いろいろとかなり老朽化が進んでいるんだと思いますが。あそこのホールが定数が300、500人ぐらいだったかな、350でしたっけ、かなり大きいところで、薩摩川内市の中でも、それだけ入るところというのはそう多くはなくて、中規模ぐらいのところで便利なところではあるんですが。

しかし、設備関係は全く……（「関連ですか」と呼ぶ者あり）、中央公民館の修繕費とか出てたから、関連して言ってるんですけども。かなり設備も使えないマイクがあつたりとか、これは大変なことになって、使ったときにゴトゴト音がするもんだから、何の音かよくわからなかつたら、中のマイクが固定されてなくて。それをマイクがぶれることによってゴトゴト音がするという、そういう代物だったりしてるんですね。だから、やっぱり点検してもらって、そういう修繕関係はきちっとしないと、お金を取って使用してるわけですから。やっぱり最低限せないかんところがあるんじやないかと思うんですが、そこら辺について、もう少しそういう修繕関係をすべきじゃないかと思うんですが。

○社会教育課長（橋口 誠） 御指摘のとおり、中央公民館できましてから35年を経過しております。非常に本体を含めまして、そのようなもろもろの小さななものまで非常に老朽化が進んでいるところでございます。本体につきましては、長期修繕計画の長期計画をつくりまして、年度ごとに予算をお願いしながら、できるところをさせていただく。また、そのようにホールの中のマイクの問題とかいろいろ御指摘もいただいておりますので、私ども予算を回しながら、指摘を受けたところ、また我々も気づいたところから新しいものに交換するなりしていきたいと考えているところでございます。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）ここで本案の審査を一時中止いたします。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口 誠）それでは、議案第169号、第6回補正予算について御説明いたしますので、予算に関する説明書の39ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う給料職員手当等共済費について、所要額を補正をお願いしたものでございます。

10款5項1目では、社会教育総務費で151万2,000円、また、3目公民館費では24万7,000円の増額補正をお願いしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）それでは、ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○社会教育課長（橋口 誠）それでは、本日お手元に配付してございます総務文教委員会資料の20ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1番目に、2014青少年フレッシュ体験事業について、若干御説明申し上げます。

本事業、平成17年から北海道ニセコ町、また、今、長野市になっておりますけれども、信州新町のそれぞれの有島記念館等の有島3兄弟の関係で姉妹館盟約を結んでおりますが、それにつきまし

て、有島兄弟の文学と芸術作品を訪ねる感動体験、自然体験及び交流活動を通して心身ともにたくましい青少年を育成するとともに、集団の中での幅広い視野を養うことを目的としています。

現在はニセコ町との相互交流となっておりまして、今年度はニセコのほうに団員を派遣することになっております。12月25日から28日まで3泊4日で送ることになっておりまして、団員が小・中学生が25名、引率指導者が5名の計30名を派遣することとしております。

次に、大きな2番目、学校支援ボランティア事業でございます。これにつきましても、平成25年度から小中一貫教育への支援活動を行うために、地域の人々が学校支援ボランティアとなり、学校の要望に応じた支援活動をさつませんだい学校応援団として推進をしているところでございます。

事業内容につきましては、昨年も若干御説明申し上げましたが、各小・中学校の依頼に基づきまして、学校、公民館に配置したコーディネーターがボランティアの確保や連絡調整を行いながら、要請のあった学校で支援活動をしていただいているところでございます。

支援していただく方には、保険の対応はしておりますけども、報酬、謝金は全くございませんで、あくまでも子どもたちの笑顔と「ありがとう」の感謝の気持ちでボランティアの方々には頑張っていただいているということ。これは全国、このような形でさせていただいているところでございます。

平成26年度の状況を10月末現在でちょっと出させていただいております。ボランティアの登録者は、個人が335名、団体が20団体で合計で355という数字になっております。

実施状況でございますが、小学校で109件、延べ211人が、中学校で79件、延べ153人が、合計で188件、延べ364人のボランティアの方々に活動していただいております。

主な活動でございますが、放課後を利用した学習支援、また体育の水泳、陸上競技、綱引き等の指導、また、その他の教科の指導の補助、また、ふるさと・コミュニケーション科の花植え栽培や稻づくり、芋栽培の指導、また家庭科のミシンの使い方の指導や学校行事の安全確保など、多方面にわたって支援活動をしていただいてございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（佃 昌樹）学校支援ボランティア事業、無償で協力をしてもらっているわけですが、特に放課後を利用した学習支援というのがあるんだけれども、これはその学習支援をされる方ちゅうのは、大体どういう方なんですか。

○社会教育課長（橋口 誠）コーディネーターのほうから、やはり教職経験者の方々にお願いして、それぞれ中学校ですと、数学とか英語とか理科とか専門教科ございます。それぞれに学校で教師の中で経験をされた校長、先生とか教師のOBの方という方にお願いをさせていただいているところでございます。

○委員（佃 昌樹）今、お願いということなんですが、自主的にボランティアになりますという申し込みをする、そういう形じゃなくて、学校のほうから情報を得て相談をしていくという、そういう形ですか。

○社会教育課長（橋口 誠）大変申しわけございません。ちょっと言葉が足りませんで。基本的に、私どものほうに登録していただいている方で、こういう教科を私は教えることができるという方々。それとまた、登録はされてないんですけど、なかなかいらっしゃらない場合には、こちらからその経験者をお探しして、登録をしていただいて、また依頼をするという形になっております。学校側から、この方をということではございません。

○委員（佃 昌樹）普通だったら、私も教師してましたから、教師の立場からいうと、ボランティアで教えてもらうことはいいんですよね。しかし、その教師なりの個性があったり、特性があったり、やり方があったりするわけです。そうすると、それぞれやっぱり教師によっては個性もあるし、特徴もあるし、やり方も違うしということで、子どもが戸惑う場面っていうのが出てくるんじゃないかなと思うんですね。そういうことについて危惧をされるので、教師とボランティア活動者との接点を設ける、そういう話し合いの場というのは、それぞれ持たれているんですか。

○課長代理（有西 利朗）学校から要請があった、そういう学習支援等につきましては、コーディネーターが仲立ちとなって、学校側とそのコーディネーターと事前協議をして、どういう進め方をするかというようなことは調整をいたします。

あくまでも、授業でいいますと、授業を進められるのは先生です。先生が進められる授業の中で先生の手が足りない部分をボランティアの方がお手伝いをすると。授業そのものをボランティアの方がするというわけではございません。放課後につきましては、子どもたちが学校の授業の中でわからないところとか、そういったところを教えてあげるということで、授業形式の形ではないと思っております。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

○委員（帶田裕達）1点教えてください。今度またニセコに行かれるわけですが、団員で小学校17人、中学生が8人、この選出はどういう形でなされてるんですか。

○社会教育課長（橋口 誠）まず、7月の段階で各小・中学校に募集をかけまして、その募集をあけて、私どものほうに学校側のほうから推薦をいただきました。今年度で小・中学生合わせて60名以上の応募がございまして、それで夏休みの8月26日でしたか、皆さんにお集まりいただきまして抽選をさせていただいたところでございます。そして、人数枠、予算の関係もありまして、25名しか送れませんでしたので、それで中学生8名、小学生17名の枠の中で抽選をしていただいて、その抽選の結果が今に至っているということをございます。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

○委員（佃 昌樹）この学校支援ボランティアは社会教育課が、それからチームティーチングをする場合の英語のボランティア教師がいると思うんですが、それは学校教育課なんですか。

○社会教育課長（橋口 誠）実際、授業の中身までちょっと把握してないんですけど、恐らく学校教育課の所管の中でされていると思います。

○学校教育課長（原之園健児）英語支援員は学校教育課でお願いしております。授業の中にTTとして入っていただきまして、担任と連携しながら授業を進めていただいているところでございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）以上で社会教育課を終わります。御苦労さまでした。

△中央図書館の審査

○委員長（持原秀行）次に、中央図書館の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野 啓三）中央図書館でございます。よろしくお願ひします。

それでは、中央図書館の補正予算について説明いたしますので、予算に関する説明書、第5回補正の62ページをお開きください。

10款5項4目図書館費の補正額の財源内訳をごらんください。国庫支出金の増額及び一般財源の減額は、電源立地地域対策交付金の財源充当による財源調整でございます。

以上で説明を終わります。御審査方、よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）今のお話ですが、これはその電源立地交付金というのを前もって申請されていて、そして、とりあえず、それが認められるかどうかわからないから一般財源で使うことにしていて、今回認められたから、電源立地ということで交付金に切りかえたと、そういう理解でよろしいんですか。

○中央図書館長（本野 啓三）所管のほうは企画政策課のほうで申請を行っております。今、委員が言わされたとおりだと認識しております。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野 啓三）それでは、予算に関する説明書、第6回補正の39ページをお開きください。

10款5項4目図書館費では51万5,000円の増額補正を行い、補正後の額を8,394万4,000円とするものでございます。補正の内容は、人事院勧告に伴う職員給与費の改定に係る所要の予算を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。御審査方、よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○中央図書館長（本野 啓三）それでは、委員会資料の21ページをお開きください。

中央図書館の主要事業等について御説明申し上げます。

市立図書館の業務は、図書館の運営のほかに、市民の読書活動の推進に関する事業も行っております。

1番目に、主要事業実施状況の表に基づき概要を申し上げます。

まず、移動図書館事業は、本土地域は中央図書館にある2台の移動図書館車、甑地域では下甑分館にある1台の移動図書館車で、各小・中学校、幼稚園や巡回希望のある自治公民館、福祉施設など計74ステーションを一月に1回巡回しております。

ます。

次の「お話し会」事業は、児童・幼児とその保護者を対象とした読み聞かせや工作活動などで、定期的に中央図書館や各分館で行うおはなし広場、施設ごとに行うわくわく図書館、希望される児童クラブ等に出向いて行うおでかけ図書館があります。

市民講座は、地域の読書グループ等を対象としたお話し実践講座、課題対応型図書コーナーの利用促進のための図書館教養講座を開いております。

このほか、市内小・中学生を対象とした読書感想文コンクール、つい先日、日曜日に実施し好評を博しました、図書館に親しんでいただくため、年1回実施する図書館フェスタ、乳幼児家庭への絵本の配付などを行っているブックスタート、本市における詩や俳句、随筆等文芸活動推進のための「文化薩摩川内」発行事業等が主な事業であります。

次のページ、2は、読書感想文コンクールの実施結果であります。今年度は小・中学校合わせて24校95点の応募があり、学校の先生方を委員とする審査会により、記載のとおり、最優秀賞、優秀賞等を選定して、先日の図書館フェスタにおいて表彰しております。

次の3は、中央図書館の年末年始の閉館日、閉館時間についてのお知らせです。中央図書館の休日夜間の図書貸出業務については、平成10年7月から薩摩川内市民まちづくり公社が自主事業として運営しております。大晦日12月31日については、午後5時をもって閉館、また元旦1月1日については、終日休館となっております。

以上で中央図書館の報告を終わります。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（今塩屋裕一）移動図書館の件でちょっとお聞きしたいんですけど。久しぶりに私も総務文教にまた帰ってきたんですけど。ちょうど前々回ですかね、西山小に総務文教のときに行ったときに、移動図書館を回ってきて、子どもたちもいろいろ読みたい本とかあるということで、月に何冊読みなさいよとかあったりするんですけど。ちょうど図のほうも閉校になっていく学校も多いということで、そういうことで、例えればi Padを利用してダウンロードをして本を読むとか、今

後やっぱそういう移動図書館が回らないでいいような設備と、そういうのを取り組む考えはないのか、お聞かせください。

○中央図書館長（本野啓三）まだそういうことは検討していないところでございますが、予算的なこともございますし、委員が言われるように、今後、そういう電子機器の活用も検討していきたいと思います。

以上です。

○委員（今塩屋裕一）検討してもらえば、本当に非常に助かるものなんですけど。図の方とか本土もなんんですけど、こういった移動図書館の件でいろいろ懸念とか、何かこういった要望があるとか、そういうのがあれば、同時に聞かせてもらえばと思うんですけど。

○中央図書館長（本野啓三）今のところ、図のほうからちょっとそういう話は聞いておりません。それと、本土地域におきましても、利用促進については広報などでお知らせして、案内してところでございますけれども、特段、ふやしてくれとか、そういう要望はございません。

以上です。

○委員（福元光一）部長にお聞きしますけど、先ほども中央公民館もガス管の腐食で配管敷設がえをされるということだったんですけど、やはりこの中央図書館も同じ並びにあって、築、古いと思うんですけど。中央図書館、公民館あわせて建てかえもしくは移転という計画はないですか。

○教育部長（中川清）現在のところ、今、委員のほうからござましたような計画はございません。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で中央図書館を終わります。御苦労さまでした。

△少年自然の家の審査

○委員長（持原秀行）次に、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内

市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） それでは、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（上村実行） 少年自然の家でございます。よろしくお願ひいたします。

少年自然の家補正予算について御説明申し上げます。

予算に関する説明書、第5回補正の資料、62ページをお願いいたします。

10款5項6目少年自然の家費の補正額の財源内訳の国庫支出金の増額は、電源立地地域対策交付金の財源充当による財源調整分であります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） 内容というか、どういうものを財源調整してなってのか、物品とかそういうものなのかとか、そんなのを御説明いただけますか。

○少年自然の家所長（上村実行） 職員給与に関する分でございます。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） 次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（上村実行） 同じく少年自然の家の補正予算について御説明申し上げます。

予算に関する説明書、第6回補正の資料、39ページをお願いいたします。

10款5項6目少年自然の家費は、人事院勧告に基づきます職員給与に関する条例等の一部改正

等に伴う補正額を計上したものでございます。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（上村実行） 所管事務に関する報告につきまして、委員会資料の23ページをごらんください。

12月25日から2泊3日で実施いたします主催事業、冬のアドベンチャー薩摩川内ぼっけもんの挑戦を御紹介いたします。

今回から募集定員を10名ふやし、50名で参加者を募りましたところ、小学生38名、中学生14名、高校生1名の計53名の申し込みがあり、全員を参加者として決定いたしました。そのうち、昨年の冬の参加者が12名、ことしの夏の参加者が17名となっており、継続で応募してくれる子どもたちがいてくれることをありがたく思っているところでございます。

今回のコースですけれども、1日目が自然の家から天大橋を渡った後、川内川沿いを下り、水引、陽成、城上、東郷と広域農道を走り、自然の家に帰ってきます。

2日目が自然の家から紫尾温泉まで走り、そこからバス移動して、紫尾山登山を行った後、紫尾温泉に泊まり、3日目に、東郷山田、南瀬、平佐東を経由して自然の家に帰ってくるという行程となっております。

マウンテンバイクでの走行と紫尾山登山を含めると、約117キロに及ぶ体力、気力、寒さへの挑戦を通して、やり遂げる力や思いやり、協調性を備えた「ぼっけもん」を育てるべく鍛えたいと考えております。

これから夏のアドベンチャーと同様に、FMさ

つませんだいの御協力をいただき、中継リポート、途中のいろいろな案内等をいただくことのお願い、さらに、入念なコース踏査、職員間の綿密な打ち合わせなどを行い、参加者の安全を最優先に考えた最終準備を万全に行って本番に備えたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑を願います。

○委員（井上勝博）引率者の15名も一緒に走るわけでしょうから、大変なことだと思うんですけども、若手の人たちを選んでやられるんですか、こういうのは。

○少年自然の家所長（上村実行）委員のおっしゃるとおり、20代の体力のあるメンバーを男性4名、女性一人を班つき指導者とつけまして、子どもたちの各班に一人ずつつけながら、生活面、運動面全部の世話をさせているところでございます。

○委員長（持原秀行）よろしいでしょうか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で少年自然の家を終わります。御苦労さまでした。

△教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（持原秀行）次に、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第120号 薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行）それでは、議案第120号薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○学校教育課長（原之園健児）それでは、議案第120号薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

まず、関係がございますので、議案つづりのそ

の2と教育部の議会資料を使って御説明をさせていただきたいと思います。

まず、議案つづりその2の120ページをお開きください。

議案第120号薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の公布施行に伴い、保育料を改定するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

まず、経緯について御説明をいたします。教育部の資料1ページのほうを使って御説明をさせていただきたいと思います。

条例改正の背景でございますが、平成27年度から保育所等の待機児童の解消を目的に、子ども・子育て新制度が始まるに伴い、幼稚園につきましては、原則として、施設型給付に移行し、公立幼稚園、私立幼稚園とも、市が保護者の所得階層に応じた園児ごとの保育料を定めることになりました。

条例改正のポイントでございますが、まず、施設型給付に移行することにより、一つ目が、世帯の市民税課税状況により、保育料の減免をしていた制度である就園奨励費による保育料減免制度を原則廃止することになっております。

二つ目が、保育料を一律に負担していた応益負担から課税状況に応じた応能負担に変更になります。

条例改正の内容でございますが、本市の場合は、保育料を現行月額4,000円と定めておりました。実際には、就園奨励費制度により、生活保護世帯は月額ゼロ円、市民税非課税世帯は月額2,300円、市民税課税世帯は月額4,000円でございました。この現行の月額4,000円につきましては、合併前の旧市町村で最高4,000円程度の差がございましたものを、合併後、統一したものであり、県内他市の公立幼稚園保育料と比較しても低い額でございました。

また、市内の私立幼稚園の保育料も踏まえて、改正案を生活保護世帯につきましてはゼロ円、市民税非課税世帯が月額2,100円、市民税課税世帯を月額6,600円に設定したところでございます。この6,600円につきましては、国の公立幼稚園就園奨励費の基礎となる保育料年額を月額に換算した額に相当しております。

なお、多子世帯につきましては、現行同様、同

一世帯、小学校1年生から3年生までの兄、姉を有しない園児、同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄、姉を有している園児とともに、二人目は半額、3人目は全額免除となります。

2ページをごらんいただきたいと思いますが、2ページには、私立幼稚園、許可保育園との保育料の比較を載せてございます。

今、御説明しました内容を議案つづりその2の120の2ページから3ページにかけて、薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する議案として示したところでございます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博）現行とその改定後でいうと、市民税非課税世帯が200円の引き下げなんですが、課税世帯については2,600円の引き上げということになるわけですが、現在の人数というか、そういうのはわかるんですか。生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税課税世帯のそれぞれの人数というのはわかるんですか。

○課長代理（堀切良一）平成26年度の人数でございますが、生活保護世帯は1名でございます。非課税世帯は43人、その他の世帯、それ以上課税世帯になりますが、425人になります。

以上です。

○委員（井上勝博）この市民税課税世帯の6,600円は国が示した基準であるということなんですが、しかし、人数にしてもかなりの方が負担増になると。これについて、待機児童を解消するためにということでなってるわけですけれども、しかし、こういう負担が重くなるということについて、果たして市民の理解が得られるんだろうかという疑問というのが出てくるわけですが。その点については、例えば、こういう6,600円というふうに国の基準として示されているわけですが、実際、今まで保育料というのは、市からの持ち出しでもって安くしたりしているわけですが、そういうふうな考えができなかつたのかどうかということですが。

○教育部長（中川 清）議会資料の1ページにございますとおり、今回の制度改正といいますのは、市立幼稚園だけの議論ではなくて、私立幼稚園、保育園のいわゆる現在の保育料と今回の4月

から始まります制度設計を全体的な議論をしまして見直しをしたところでございます。

内容的なものは、12月の8日の日に中島議員の質問に対しまして、市民福祉部長のほうが答弁をいたしておりますが、今回は、この1ページの1にございますとおり、先ほど課長も説明しましたが、いわゆる私立幼稚園、公立幼稚園とも市が保護者の所得階層に応じた園児ごとの保育料を定めるようになってございます。

結果としまして、2ページをお開きいただきまして、これは施設型給付というのはどういうものかというのをお示ししたものでございますが——いわゆる幼稚園——ここに注釈として書いてございます、1号認定の教育標準時間と書いてございます。これは、いわゆる幼稚園に通っているお子さんについては1号認定と。それから、認可保育所に入っているらっしゃる方、ここの標準保育時間に該当される方のうち、3歳以上は2号認定、それから3歳未満は3号認定という、この区分によりまして、この基準額、これに基づいて施設型給付というものが成立しているところでございます。

今回の全体的な見直しにおきましては、ここ私立幼稚園におきまして、ここは人数的に726名、市立の幼稚園児は465名おりますが、ここ726人につきましては、これも市民福祉部長が本会議で答弁しましたとおり、国の基準等よりかは、市のほうが単独費を計上しまして軽減をいたしております。その金額が4,700万になっております。これはルール外の負担として私立幼稚園に出てるのはこの金額だけでございます。

一方で、市立の幼稚園におきましては、交付税措置を除いた後も9,600万のいわゆるルール外の負担をいたしてございます。これを今回の見直しで1,300万等の增收を考えておりますので、市立幼稚園につきましては8,300万のルール外の負担と。一方で、私立幼稚園については、先ほど申し上げましたとおり、4,700万のルール外の負担がある。これを単純に1人当たりで割り崩しますと、17万8,500円、これが市立幼稚園。私立幼稚園につきましては、6万5,000円の市のほうの負担というふうになってございます。これから見ますとおり、2ページにおきまして、私立幼稚園と市立幼稚園の保育料の差が、まだここに厳然として存在をすると。

一方で、井上委員の御意見もございますが、今

回、例えば県でありましたり、市の子育ての委員会の中でも、国において新しい制度設計をしたのであるので、公立幼稚園、私立幼稚園も同じ金額にすべきではないかというような御意見もございます。私どもはここも十分に検討した上で、これを一挙に私立幼稚園までに引き上げるというのは非常に難しいということをございまして、今回は市立幼稚園については、国の基準等に基づいて改定をするということでございます。

なお、今後の考え方につきましては、2ページの4番に書いてありますとおり、今後、この状況を踏まえながら、いわゆる保育待機児童の状況等も踏まえながら、今後の課題として、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

今回の改正是、市立幼稚園は1,300万の增收にはなっておりますが、一方で、私立幼稚園については4,700万の市の負担を出しておりますから、制度設計としてはトータルで3,400万の市の負担を、今回、幼稚園のこの保育料のために投じてるというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 私立幼稚園については、市が持ち出しをしているんだということではあるわけですが。しかし、いずれにしても、私立幼稚園の個人負担については、改定によってどのぐらい引き下がる、引き下がるというお話をしたよね、私立は。私立は引き下がるんですね。どのぐらい引き下がるのかということについては、これはこの資料でわかるんですか。

○教育部長（中川 清） これにつきましては、所管が市民福祉委員会のほうになってございますので、別途、国の基準等との比較というのはございますが、実際の比較等については、私のほうでは答弁はいたしかねるということで御理解いただきたいと思います。

○委員（井上勝博） わかりました。しかし、今、比較されていらっしゃっているわけですから、市立幼稚園について負担が上がるのはやむを得ないというようなお話をしたが、しかし、できるだけ子育ての負担を軽くしてほしいという市民の願いという点からいったらどうなのかなという感じがするわけですが。負担増には違いないと思うんですが、私、ちょっとその辺が子育て支援ということで改定がされるならば、負担が軽くなる方向だ

というふうに考えるべきではなかったのかなと思いますが、その辺については、もう国の制度だから仕方がないということになるんでしょうか。

○教育部長（中川 清） 亂暴な言い方をしますと、2ページの市立の幼稚園のこの6,600円まで私立幼稚園も引き下げるという考え方もございます。これをやった場合に、どういった経費負担になるのかということも議論をしてきたわけでございます。例えば、大阪市でありますと、高松市では、今のような私立幼稚園の保育料を下げる一方で公立幼稚園を上げて、これを公立幼稚園の保育料を私立幼稚園のほうに一緒にしてございます。これによって、もくろみとしましては、公立幼稚園のほうの民営化というのはあるのかしれませんけども、私どもはそこまでは今はいたしておらないということで御理解をいただきたいと思います。

それから、今回の子育て支援の一番のもくろみといいますのは、国のはうにおきましては、この私立幼稚園が定員割れをいたしておりますので、この私立幼稚園の認定こども園化によります、この2号認定、3号認定の受け皿をつくろうというようなこともございます。これを踏まえて、一方で、そういう動きにおきまして、市立の幼稚園が現行の保育料のままでいいのか、これも議論をしたところでございます。市立の幼稚園は、当然そういう教育を受けられない、機会のない過疎地において、そこで担う。ですから、当然に採算ベースに乗りませんから、ここにおいて市のほうの持ち出しが出るのは、それはしようがないと思っておりますが、それが同じ幼稚園でありながら、保育料が違うのはいかがなものかと。それについては、今回、新しい制度設計で市立も私立も同じ考え方になったわけですので、それを段階的に今後検討していく必要がないかと。その第一弾として、今回の引き上げを国の基準に持ってきたとこです。

参考までに、この国の基準といいますのは、合併する前の川内市の幼稚園は、この基準に応じて保育料の改定をいたしておりました。それが合併後調整をする中で、低いところもありましたので、今の現行の4,000円に下げたところがあります。ですから、旧の川内市においては、この6,600円というのは、今の考え方と同じだというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今の答弁をお聞きしまして、結局、私立幼稚園と市立幼稚園との不公平を是正していく方向だということになるわけですが、しかし、不公平といいながら、実際は市立幼稚園についての負担がふえるということになりますので、私は、その子育ての負担を軽くする方向からいうと、やはり上げる方向になってるんじゃないかというふうに思いますので、反対をいたします。

○委員長（持原秀行）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）それでは、これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（持原秀行）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、時間がたっておりますが、補正予算の審議は午後からでよろしいでしょうか。

それでは、ここで休憩します。再開は、おおむね午後1時とします。

~~~~~

午前11時51分休憩

~~~~~

午後 0時57分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）それでは、午前に引き続き、午後の会議を開きます。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）それでは、教育総務課分の第5回補正につきまして御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の58ページをお開きください。

歳出につきましては、10款2項1目小学校管理費の補正額の財源内訳の特定財源の国庫支出金の増額につきましては、電源立地地域対策交付金の職員給与への財源充当による財源調整分でございます。

次に、予算に関する説明書の59ページをお開きください。

3項1目中学校管理費につきましても、補正額の財源内訳の特定財源の国庫支出金の増額分につきましては、電源立地地域対策交付金の職員給与への財源充当による財源調整分でございます。

次に、60ページをお開きいただきたいと思います。

4項1目、事項、幼稚園管理費の工事請負費400万円の増額につきましては、第5回補正予算の概要書の7ページをお開きいただきたいと思いますけれども。7ページの下段にありますように、平成27年4月に手打幼稚園が青瀬地区にありますかのこ幼稚園に統合されることに伴いまして、かのこ幼稚園のさらなる園児の安全確保を図るために、園敷地の境界にフェンスがない部分に新たにフェンスの設置及び現在門柱しかございませんので、門扉の部分を新設するものでございます。

また、補正額の財源内訳の国庫支出金の減額につきましては、電源立地地域対策交付金の財源充当が減額調整分でございます。

なお、歳入がございませんので、以上で教育総務課分についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（原之園健児）それでは、学校

教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明をいたします。

平成26年度第5回補正予算に関する説明書の57ページをお開きください。

10款1項2目事務局費、事項、奨学育英事業費156万円の増額は、旧鹿島村の規定に基づき、返還免除となった債権について基金額を補填するための増額補正でございます。

同じく、3目教育振興費、事項、教育指導費34万7,000円の減額は、児童生徒知能学力検査業務委託の実績に伴う減額補正でございます。

同じく、事項、教育育成費384万円の減額は、離島高校生就学支援事業の実績見込みに伴う減額補正でございます。

同じく、事項、漁村留学制度事業費の財源調整は、後ほど歳入の部で御説明いたします同事業に対する寄附金に伴う財源組み替え補正でございます。

60ページをお開きください。

同じく、4項2目幼稚園教育振興費、事項、幼稚園就園奨励事業費870万円の増額は、実績見込みによる増額補正でございます。

63ページをお開きください。

同じく、6項3目給食センター費、事項、給食センター管理費40万円の増額は、給食配送車の車検等に伴う修繕料の不足分を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入予算について御説明をいたします。

予算に関する資料の17ページをお開きください。

15款2項8目教育費補助金、3節幼稚園費補助金418万6,000円の増額は、幼稚園就園奨励事業の執行見込みによる増額補正、同じく6節教育総務費補助金192万円の減額は、離島高校生就学支援事業の執行見込みによる減額補正でございます。

21ページをお開きください。

同じく、18款1項8目教育費寄附金、1節教育費寄附金10万円の増額は、福岡県在住の元ウミネコ留学生の保護者からの寄附金受け入れに伴う増額補正でございます。

以上、学校教育課に係る平成26年度第5回補正予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま、当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博） 60ページの幼稚園管理費のところでは、これまでずっと電源立地交付金については財源組み替えがあるということで国庫支出金の増だったんですが、今回は減ということなんですが、これは、特にほかと比べて何が減の原因のかなと思いまして。

○教育総務課長（鮫島芳文） 一応この部分につきましては、当初の充当額が1億3,519万5,000円でしたが、今回変更という形で1億3,483万円という形になっているので、これにつきましては、単に給料の部分について全体の電源交付金の枠の中で減額の部分が出てきたという形になっているだけでございます。

当初、電源交付金で予定したよりも多く入ってきたので過重として言ったんですけども、その調整の中で幼稚園の給与費のところだけを減額したという形だけの話になっております。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

○委員（福元光一） 57ページの小学校育英授業費の免除の156万円というのは、どういうケースの場合、免除されるんですか。

○学校教育課長（原之園健児） これにつきましては、旧鹿島村の奨学金条例の免除規定の中に5年以上鹿島村のほうに住んでいた場合に半額免除、10年以上の場合は全額免除という規定がございますので、それに応じての対応でございます。

○委員長（持原秀行） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） 次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） それでは、教育総

務課の第6回補正分につきまして御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の35ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましては、10款1項2目、事項、事務局管理費の補正額は442万2,000円で、これにつきましては人事院勧告に伴います事務局職員等48名分の給与費の増額補正でございます。

次に、36ページをお開きください。

2項1目、事項、小学校管理費の補正額201万7,000円につきましても、人事院勧告に伴う学校主事24名分の給与費の増額補正分でございます。

次の37ページでございますが、これにつきましても3項1目、事項、中学校管理費の補正額90万6,000円につきましては、人事院勧告に伴います学校主事11名分の給与費の増額補正でございます。

次に、38ページをお開きください。

4項1目、事項、幼稚園管理費の補正額229万円は、人事院勧告に伴う幼稚園教諭等28名分の給与費の増額補正でございます。

歳入についてはございませんので、以上で第6回補正の教育総務課分についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（原之園健児） それでは、学校教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明をいたします。

同じく40ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費、事項、給食センター管理費67万円の増額は、人事院勧告に伴う職員給与等の増額補正でございます。

以上で、学校教育課に係る平成26年度第6回補正予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

教育長が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔教育長入室〕

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査を行います。

まず、教育委員会制度改革及び土曜授業について教育長の出席を求めておりますので、当局の説明をお願いいたします。

○教育総務課長（鮫島芳文） それでは、総務文教委員会資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

今回の教育委員会制度の改革につきましては、平成23年の滋賀県大津市の中学生いじめ事件を契機にいたしまして、教育の政治的中立性、継続性を確保しつつ、資料の一番上の欄にあります教育委員会の改革のところにも記載してございますように、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、それから自治体の長と教育委員会の連携の強化を図るためのものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が通常国会におきまして成立し、来年の4月1日からの施行により、教育委員会制度が今回変わるものとなっております。

今回の教育委員会制度の大きなポイントといたしまして、ポイント1と書いてございますが、この第一に、これまで教育委員会の課題として、教育委員長と教育長のどちらが責任者であるかわかりにくかったことから、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置し、新教育長は、首長が議会の同意を得て直接の任命する特別職を有した首長の任命責任の明確化を図ることになります。

なお、ポイント1の星印のところに記載してありますように、新教育長は教育委員会の代表者といたしまして教育委員会の会務を総理し、具体的な事務執行の責任者で、事務局の指揮監督者となることになっております。また、新教育長の任期は3年としており、首長が任期中に少なくとも1回は、みずから教育長を任命できるようになっているところでございます。

教育長の権限が大きくなることに踏まえまして、教育委員よりも任期が3年と短いことで、教育委員によるチェック機能と議会同意によるチェック

機能を強化できることになる予定でございます。

ポイントの第2でございますが、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化であります。

一つは、新教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現、二つ目には、教育委員によるチェック機能の強化のために、教育委員の定数3分の1以上からの会議の招集の請求、つまり4人の教育委員のうち二人の教育委員の請求があれば、教育委員会は開催できるということになります。また、教育長に委任された事務管理・執行状況の報告の義務について教育委員会規則へ規定し、さらに、原則として、教育委員会議事録等の作成や、これをホームページで公開することが強く求められることになります。

なお、本市におきましては、先んじて平成26年度から定例教育委員会の議事録についてはホームページ等で公表しているところでございます。

ポイント第3でございますが、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することであります。

この総合教育会議につきましては、首長が招集し、会議は原則として公開となります。総合教育会議は、首長と教育委員会、つまり教育長及び4人の教育委員により構成され、教育行政の大綱の策定、それから教育の条件整備など重点的に講ずべき施策についての協議、それと児童・生徒等の生命・身体に被害が生じ、または生ずるおそれがあると見込まれる場合の緊急に講ずべき措置についての協議や、これらに関する構成員の事務の調整を行うこととしているところでございます。

ポイント第4につきましては、教育に関する大綱を首長が策定することでございます。

大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針でありまして、教育基本法第17条に規定する国の教育振興計画に記載する基本的な方法を参照し、つまり参考として、地域の実情に応じ、教育・学術・文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになります。大綱を定めることによりまして、自治体として教育施策に関する方向性を明確にすることになるところでございます。

なお、経過措置といたしまして、地方教育行政組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たりまして、現在在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例より在職することとなっているという

形でございます。

簡単に申しますと、本市の場合ですが、今の教育長の教育委員としての任期は平成28年の11月の19日までありますので、その任期までは旧制度でいくという形になります。旧制度でいくということは、教育委員長が今の教育長の教育委員としての任期の間は教育委員長はいるという形、旧制度でいくという形になることでございます。

また、今回の地公行法の改正によりまして、条例等の改正が必要となりますので、この部分につきましては来年の3月の議会に条例改正案等を提案させていただくことで考えております。

以上、教育総務課分の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（原之園健児） それでは、土曜授業について御説明をさせていただきます。

お手元に配付しました追加資料がございます。それでは、今、配付させていただきました追加資料の平成26年12月3日付、小中学校における土曜日の授業実施に係る留意事項等についての通知文をごらんください。

まず、土曜授業の導入の背景や経緯について御説明をいたします。

平成14年度から、子どもたちに土曜日、日曜日を活用して家庭や地域社会でさまざまな体験活動を経験させ、生きる力を育むことを狙いとして、学校週5日制が実施されてきたことは御承知のとおりでございます。

学校週5日制が進む中、学校におきましては、国際比較による学力の低下が問題になり、平成20年度に学習指導要領改訂がなされ、学習内容や授業時間の増加に伴い、授業が過密になったり、土曜授業の実施校が増加したりしてきておりました。また、共働きの家庭もふえ、土曜日の教育活動の支援を望む保護者等もふえてきたところでございます。

このようなことから、平成25年9月に文部科学省に設置された土曜授業に関する検討チームから最終まとめが出され、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない児童・生徒が少なからず存在することや、子どもたちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、土曜日の授業や地域における多様な学習、文化、スポーツ、体験活動の機会の充実に取り組

むことが重要であることなど、土曜授業実施を促進する方向性が示されたところでございます。

この最終まとめを受けまして、平成25年11月に学校教育法施行規則が改正され、学校を設置する教育委員会が必要と認める場合には土曜授業の実施が可能であることが明確化されたところでございます。

また、本県におきましても、全国学力学習状況調査結果等から思考力、判断力、表現力等の知識を活用する力の育成など学力向上にも課題があることも明らかになっておりました。

このような状況を踏まえまして、県教育委員会は子どもたちの生きる力を育成することを目指すために、土曜授業を含めた教育課程の見直しは有意義であると考え、今回の通知で土曜日に教育課程に位置づけた授業を行うための基本方針や実施上の留意点を示したところでございます。

基本方針には、土曜授業を含めた教育課程全体の見直しを行い、学校の課題解決に努めること、達成感を味わい学習意欲の喚起を図るための学びの場の拡充により授業改善に努めること、実施の際に保護者、地域住民、関係団体等との連携を図り、土曜日に実施する利点を生かすことの3点が示されております。

実施上の留意点におきましては、授業は土曜日の半日単位で月1回程度、第2土曜日に実施とし、教育課程に位置づけること、保護者、地域住民、関係機関等への趣旨説明を十分に行うことと、年度途中に計画を変更する場合には時間的余裕を持って周知に努めること、教職員が土曜日に勤務した場合の勤務の振りかえなど4項目について記載されております。

続きまして、2枚目にはこの通知が出されたことを紹介する新聞記事と、鹿児島市が実施に向けて環境整備を進めているという記事を掲載してございます。

それでは、本市はどうするかということでございますが、本市におきましては、この通知文を踏まえながら、子どもたちの健やかな成長のために、土曜日に行われる授業のほか、地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動を一層充実し、子どもたちの土曜日を全体として、より豊かで有意義なものにできる教育環境づくりが必要であると考えております。その一つとして、月1回、第2土曜日に午前中3時間の土曜授業を実施する方

向で検討を進めているところでございます。この土曜授業は、教育課程に位置づけた授業であり、児童・生徒につきましては休業日の振りかえは行わないものでございます。

内容につきましては、学校応援団や地域ボランティア等の活用を図りながら、学校行事やふるさと・コミュニケーション科、薩摩川内元気塾等を中心に実施したいと考えております。

二つ目に、仮称ではございますが、わくわく薩摩川内土曜塾を第4土曜日に設定したいと考えております。土曜日の体験学習や体験活動をより豊かにする環境づくりを市役所各箇所等で積極的に進め、児童・生徒が自由に選択して学習できる環境を整える必要があると考えております。

具体的には、現在、各箇所等が行っている、例えば少年自然の家のプラネタリウムや自然に親しむ活動、中央図書館でのおはなしひろば、環境課が行う動植物観察会等を第4土曜日に位置づけて、子どもたちがより参加しやすい環境づくりを行い、児童・生徒の学習の機会や場の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

三つ目に、第3土曜日に既に位置づけられている青少年健全育成の日を充実させることも大切と考えております。地域で行われる伝統芸能や遊びの伝承活動、ボランティア活動、子ども会活動等の地域活動の充実に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） ただいま、当局の説明がありましたら、教育委員会制度改革及び土曜授業について、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博） まず、その教育委員会制度のことなんですが、これは首長の教育に対する権限を強めるということになるのではないかと。

この教育というのが、そのときそのときの、例えば首長によって左右されるということになると、やっぱり教育に不安定さを生じるおそれと、今回の土曜日の問題については、ちょっと別だとは思うんですが、一回決めたことを首長がかわれば、またそれが変わってしまう。子どもたちは、いわばそういう行政によって受ける教育が変わってしまう、不安定になってしまう。そういうおそれが出てくるんじゃないのかなというふうに思うんです。

そもそも教育委員会制度が始まったころというのは、たしか、私も細かく勉強したわけじやありませんけれども、教育委員を選挙で選んで、公選制で、そして教育というのが、いわば行政とはこの独立性を高めて軍国少年、軍国少女を育てたという、そういう苦いこの経験から、いってこの独立をするということから戦後の教育というのは出発したと思うんです。

それが、だんだん行政の権限を強めていって、今回は自治体の首長が直接教育内容について口出しをするということが懸念される、強められるんではないかと、そんな気がするんですが。その辺については、そういう懸念はないのかどうかということなんですね。どうでしょうか。

○教育長（上屋和夫）初めに、まず、改めましてこんにちは。本日はお招きいただきましてありがとうございます。教育委員会に対する熱心な御審査ありがとうございます。これから2年間、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、座って話をさせていただきます。

今、井上委員のほうから、首長の権限が強まることになるのではないかといった御質問でございますが、先ほど課長が説明しました資料に最初にありましたように、ここでやはり懸念されるのは教育の政治的中立性、それから継続性、安定性と、これを確保しつつと、これがまず大前提でございます。

したがって、首長がかわったから、あるいは教育長がかわったから簡単にこれまでの教育が変わっていくということにならないように、そういう体制をしっかりと継続していくということが前提になっております。

そういうことから、今回の教育委員会制度の改革は首長と教育委員会との連携が不十分だったということから、この首長がやや強く出てきた感じがいたしますけれども、基本はそういうふうに教育の政治的中立性、継続性、安定性を大事にすることだということ。そして、これは開いて右上のほうになるんですが、資料のほうにあると思いますけど、右上のほうに政治的中立性の確保という文字が見えると思いますが、その項の2番目のひし形のところに、総合教育会議を首長と教育委員会でやるんですが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されていると。教育委員会が最終的な決定は行うということになっておりますから、委員が

言われるような首長の権限が強まるということは、それほど心配しなくていいのではないかと思います。

○委員（井上勝博）これが一番心配されて、国会でも議論されてきたというふうに思うんです。

中立性を保つということや、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているというふうには言っているんですが、この教育委員会の中には教育長も入っていて、この教育長が、首長が任命するということになりますので、例えればというのはおかしいですけども、NHKの会長を総理が任命して、とんでもない発言をしているというようなことなんかも、一つこう想起されるんですよね、やっぱり。だから、担保はないですよ。首長がかわるたびに教育長が、またかえられてしまうというようなことで、ころころ政治的な利用がされてしまうという、そういう懸念というのは、やっぱり、ちょっとこれ、それがないために今まで独立性を保つための形で首長は教育長を任命する。直接しなくて教育委員会から教育長を任命するという形で、これでも不十分なんだけども間接的に首長の権限というのを、いわば直接及ぼないようにしてきたのを、これを外してしまうわけだから、中立性の確保というのを言葉だけで言っても、今までと比べれば、やっぱり中立性が損なわれる危険性というのは出てくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。そこら、どうもやっぱり、今の説明を聞いても中立性を確保するんだというふうに言っても、それを担保するものとしての仕組みが、いわばそういうふうになってしまします。というのは、やっぱり心配なところなんですね。

これを、例えば自治体としてはやりませんよということができるのかどうか。これも国の制度ということで、こういうふうになってしまったわけですが、そういう首長の直接的なこの影響力を幾らかでも軽減するやり方というのは、自治体としては何かとができるのかどうかということなんですが、どうなんでしょうか。

○教育長（上屋和夫）いろいろ懸念されることはわかるような気がいたしますが、この地公行法の第4条に教育長の任命という項が新しくございまして、読ませていただきますが、「教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し執権を有する者のうちから、地方公共団体の長（首長）が議会の同意を得

て任命する」と。この議会の同意を得て任命するという、ここがあります。

議会にかける場合に、この候補者に対して所信を聞くという場も設けてよいというようなことが言われておりますので、そういったあたりで首長の権限強化、あるいは教育長の適格性、そういったあたりの審査はしていただけるのではないかと思います。

○委員（井上勝博） 議会の同意と言いますけども、議会もやっぱりそのときの政治の流れみたいなものがありますが、今、やっぱり政治の右傾化と、右寄り化ということが言われておりますけれども、そういった傾向が、やっぱり教育の中に持ち込まれるということになると、また同じ過ちを繰り返す、そういうこともあり得るんじゃないかなというふうに、非常に心配するところです。それは、もういいです。

それから、小・中学校のこの土曜日の授業実施に係る留意事項についてということで、この通知に基づいて薩摩川内市でも月1回の土曜の3時間授業を行うということではありますけれども、土曜授業がなくなったときに、そのときに詰め込みが心配されたわけです。平日の授業の量が大きくなつて、詰め込みになつてしまふんではないかと。

これ、その土曜授業を行うことによって、その平日の授業については少し余裕が出てくるということになるのかどうかということが一つ伺いたいことと、それから、学力の低下の問題を言っていますが、これ土曜授業とどう関係するのかなど。

学力の問題で言うと、世界で一番学力が子どもたちがついていると言われているのがフィンランドだというふうに聞いているわけですけども、フィンランドの場合は、別に土曜とかそんなの、日本のような独自のことじゃないんじゃないかなと思うんです。とにかく少人数に徹すると。そして、教育の専門家の質を高めるということが、フィンランドの子どもたちの学力が高まっているようになつてゐるようだなことがあるわけですから、その二つ目は、土曜授業と学力との関係というのが、一体どういう関係があるんだろうかということをお尋ねしたいと思います。

○教育長（上屋和夫） 土曜授業をすることで余裕が出るのかということですが、その前にまず、先ほど課長が説明しましたけれども、もっと簡単に言いますと、学校週5日制というのが平成

14年から完全実施になったわけです。そのときの狙いは、子どもたちを地域や家庭に返すと、そして学校、家庭、地域協力し合つて子どもたちの土曜日、日曜日の過ごし方を豊かにしていくと、有意義に過ごさせていくと、そうすることで生きる力をたくましく育てるという狙いがあつたわけでございます。

5日制を進んできたんですが、現在のところ、必ずしも子どもたちが土日を有意義に過ごしているとはいえないという状況が出てきたと。やはり、何とかそこをもっと学校、家庭、地域、行政一緒になって子どもたちの豊かな教育環境づくりを進めなければいけないと。そのための一つとして土曜授業があり、本市で今考えている、その他の土曜日の体験学習、そういったことができるような環境づくりをしようと。今、いう動きになつてゐるんだというふうに全体像を把握していただきたいと思います。

そういう中で、土曜授業をすればゆとりが出るのかということでしたが、土曜授業をするわけですが、これは今のところ月1回、第2土曜日、3時間と考えています。そこにおいて、土曜日にしたほうがよい内容のものを土曜日に授業をするということでありまして、その分、月曜日から金曜日の3時間が余裕が出てくるという考え方もあると思います。結局、月曜日から金曜日にする3時間分を土曜日にしたとすれば。

ただ、あえて3時間授業をしましようという考え方もあるかもしれないし、あるいはちょっとおくれている子どもたちの補充指導をしましようというがあるかもしれないし、あるいは先生方がこの空き時間にもっと学力をつけるための研修をしましようというやり方もあるかもしれません。いろんな月曜日から金曜日の3時間の使い方があると思いますが、土曜授業をすることによって、そういう学校に余裕が出てくるということは言えると思います。

2点目ですが、学力と土曜授業の関係ですが、先ほど委員がフィンランドが一番高いとかおっしゃいましたけども、実は3、4年前まではそういうことは言われてたんですが、今また逆転しております。一時期、日本の学力が低いと言われた時期がございましたが、今また日本の学力がトップクラスでフィンランドはちょっと落ちてきているという状況がございます。

ですから、このことは余り語つてもちょっと進まないと思いますが、おっしゃるように土曜日に授業をすりや学力が上がるかと。やっても年間10日、年間10回で、1日3時間ですから30時間です。30時間で、じゃあ学力が上がるのかと言われたときに、必ずしもそうじゃないと思います。

しかし、やはり学力が低下しているということが本県の場合は言われておりますので。土曜日に3時間授業をした。月曜日から金曜日のその3時間分を、さつき言いましたように補充指導をするとか、あるいは先生たちが教材研究をするとか、そういった時間に使っていけば学力向上につながる取り組みになっていくということは言えるかなと思います。

○委員（井上勝博） 総務文教委員会を4年間離れておりましたんで、フィンランドが落ちたのは知りませんでしたけれども、ただ、一般的に言えることですけれども、やっぱり少人数学級で細かく子どもたちの教育をするということのほうが、ずっと効果は高いというふうに言われているわけですが。一方では、そういう少人数学級をやめる傾向というか、出てきていると。

だから、ちょっとこの土曜授業は始めるけれども、少人数学級については、やっぱり維持すべきなんじゃないかと。1年生だけになってますが、これを拡充していくということを進めるべきではないかと。少人数学級こそ効果があるんじゃないかと、学力という点で言えば。そういうふうに思うんですが、教育長、お考えはどうでしょうか。

○教育長（上屋和夫） この件については、持原委員の御質問に対して一般質問の中でお答えしたとおりでございます。

これまで文科省においても、この少人数学級の方向というのは今のところ1年ですが、2年生以降もさらに進めていこうという考え方を持っておりますけれども、やはり予算的なことがありますので、なかなか一気に進められないという傾向があります。本市としましても、できればそういう方向に進めばなと思っているところです。

○委員長（持原秀行） ほかに。

○委員（佃 昌樹） 今回の教育委員会の制度改革というの大きな課題だったと思います。

今、井上委員が、やはり政治的な中立性について懸念を持つといったようなことが、こう言われ

ておりますが、私もそういうふうには思います。というのは、予算の執行権を握っている首長が制度の中に入り込んでくるわけですから、両方を握るわけです。そうすると、どうしてもやっぱり予算配分を受ける教育委員会としては、その辺の遠慮があるんじゃないかなということが一つ。それからもう一つは、教育委員の任命のあり方なんです。5名の教育委員の任命も首長の裁量でやっていくわけです。

[「4名です」と呼ぶ者あり]

○委員（佃 昌樹） 4名の教育委員の任命についてもそうです。

だから、任命権も持っている、財政の執行権も持っている。それから、教育の基本的な方針についての発言もできるということであれば、かなりの部分でやっぱり実験というのかな。教育に対する、やっぱり中立性を侵すようなことにつながって、影響というのは非常に大きいというふうに思います。

そういう面で、任命から含めて配分の問題、それから総合教育会議の首謀者であるということ等を考えると、やっぱりすっきりしないな、そこはって。今さっき、議会の中で同意を得る問題だから、議会でチェックができるじゃないかというような発言もありますが、それはなかなか難しいですよ、議会の中でチェックするというのは。思想、心情までずっとせにやいかんもんで、それは難しい。

だから、本当に本来的なチェック機能ができるのか、全体を通して教育委員会の方針やいろんなものを通してチェックができるのかといったら、どうだろうかね、できないんじゃないかなっていう思いがあります。だから、その分、教育委員を初め、教育長等においては襟を正してきちっとした対応をやらないというと勢いそうなっていくんじゃないかなというふうな気がします。

昔、山坂達者というのをやった県知事がおりました。今、山坂達者であれだけ各学校一生懸命やってきて、施設をつくったりなんかしましたよ。しかし、今残っているところはほとんどないでしょう、おそらくないと思います。今さらそんなことを言う委員会もないし、県教委もそんなことを言ってないから。だから、鶴の一聲でバッとか全てが変わっていくということについてはどうかなと思います。

そういう意味で合議制が残されたっていうのは、大きなことだったと思っているんです。だから、何のための合議制かということを、それはやっぱりきっちと襟を正して考えてやらないと。このまま住民の負託に、市民の負託に応えるということにはつながっていかないような気がします。

だから、合議制が残されたちゅうのは最大の教育委員会としての大きな権能といいますか、権限といいますか、そういうことですので、ぜひこのところをきちんとやっていただきたいなと思います。

新教育長にということになると、平成28年からということになっていきそうですが、それまでは今の教育委員長ということになります。

そこで、一つお伺いしたいのは総合教育会議の持ち方、これは首長が持つんですけども、基本的な教育の方針、またはそういうものの教育委員会との調整等について話が出てくると思います。これは、必ず予算的なものにもつながっていきますので、もう今度の4月からスタートすると、こういうことですが、その総合教育会議を、いつ開くのか。それに伴って予算措置が出てきたり、いろんなことが出てくるだろうと思いますが、ことはどうなっているのか。そこをまず一つお伺いしたい。

○教育長（上屋和夫） 総合教育会議のことでお尋ねですが、先ほどから懸念されている首長の権限云々のことにつきましてですが、この解説によりますと、そこについてちょっと幾らか説明があります。「総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については協議題とするべきではない」というふうに明記されているんです。

そして、委員も言われましたように、今回の制度改革で、やはり何とか残ったのは教育委員会は執行機関であるということ、合議制をもとにした。それが残されたというのは、確かに文科省としても大きな成果であったと言っております。

そういうのは大事にしていかなきやいけないと思っているところですが、いつ開くのかということでしたが、基本的に年度当初に、まず開きたいと。年に3回程度という考え方で示されているところでございます。

○委員（佃 昌樹） 非常に範例として、政治的

中立性を必要とするものについてはそれを議題としないということについては、そのように書いてあるということはよくわかってます。

しかし、これはやっぱり教育委員の方々のチェック機能がきっちとしてないと、この方々がきっちとしてないと、やっぱり困るなというのがあるんです。我々のところで、やっぱりできませんから、そういったことが。だから、きっちとその辺をしていただきたいなというのがあります。

それと、土曜授業についてなんですが、土曜授業については、先ほどもあったように、1日の学校の過密化の問題、これが解消されなければいけないと思っているんです。過密化がそのまま残るようでは、土曜日の3時間の使い方にしては、これは余りよくなないと思いますし、やっぱり過密化解消は最大の目的だと思います。

というのは、趣旨が書いてある中にも全国の学力学習状況調査というのが出てきますけれども、これは子どもに対しての学力学習状況調査は子どもに対してやるけれども、これは大人が考えることだと思うんです、学力学習状況調査は。なぜこのような結果になるのか、なぜこういうふうな学力で終わっていくのか、なぜ応用力がつかないのかという、そういった個々の問題は、これは大人の問題です。

だから、大人がきっちとその辺のことをやっていかないと、子どもが悪いんだっていう、子どもに責任転嫁するんじゃなくて、責任転嫁は大人なんですから。大人がどうして力をつけてやるかということについて真剣になっていくためには、その材料として私は全国学力学習状況調査があるというふうに思っているんです。

だから、そういうことで過密化が解消されいかなければ学力もついていかないだろうと、こういうふうに思いますので、ぜひ、先ほど土曜日の3時間の運用のあり方について具体的な事例を、元気塾の問題とか、いろいろおっしゃいました。できたら、やっぱりそういうものは第2土曜日に全部寄せていただいて、教育長はよくわかつていたと思うんですが、日常の過密化の解消をしていただいて、子どもも先生方もそうですが、きっちと過密が解消されて学力向上が図られるという、そこがやっぱり大きな狙いにしていかないといけないんじゃないかなというふうに、私自身はそういうふうに思っているんですが。先ほどの教

育長の答えもそのとおりだったと思うんです。それでいいですか。

○教育長（上屋和夫）全てそうだとは言いませんけれども、その過密化云々解消のための土曜授業じゃないわけですが、やはり月曜日、金曜日、子どもに負担があったとか、過密化しているとか。先生たちが教材研究する時間がとれない、向き合う時間が十分とれないということであれば、そういったことへの配慮を十分していくことが大事じゃないかな、3時間ですけどね、と思います。

○委員（佃 昌樹）えてして、実態を申し上げますと、やっぱり学力向上を図りたいという校長さん方やら先生方が現実にはたくさんいらっしゃるわけです。それを目をつぶっていると土曜授業がそのまま授業がもう普通の教科授業に変わってしまっているということにつながることになると思います。そういうた校長さん、いっぱいいらっしゃるんですよ、現実には。

だから、やっぱりそうじゃないよという趣旨をきちっと教育委員会として、きちんとおろしていくかないと勢い犠牲になっていくのは子どもたちです。そういうことを考え合わせて、ぜひ過密化の解消を図る中で学力向上を図っていくといったような趣旨であることを、ぜひ現場に浸透させてほしいなというふうに思います。ぜひよろしくお願いします。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

○委員（福元光一）最初に、この土曜授業という目的、しっかりと周知させていくことが大事ではないかと私は思っております。というのが、教育長の話にもありましたけど、やっぱり子どもたちを地域や家庭に返す目的で週5日制をとられたんですけど、土曜日になりますと、子どもたちは部活やら何やらで地域にいないんですよ、試合だったりして。地域の行事なんかに参加するのは低学年で部活に参加してない子どもたちが多いんです。

だから、やはりこの土曜授業というのは、本当にこの地域の行事、昔から行われている行事、またもろもろの地域の文化とか、そういう伝承事業なんかを目的にされたほうがいいんじゃないかと私は思っております。

そして、学力低下というのは、この土曜授業もかもしれませんけど、やはり私の地域の川内北中学校なんですけど、中学校に上がったとき、亀山、

可愛、育英から、3小学校から行くんですけど、可愛と育英の子どもたちは学力が高いそうです。亀山はちょっと低いそうです。

なぜかといいますと、可愛と育英の方々は、小学校のころから塾に行かされてるんですよ。亀山の場合、塾に行っている子どももいるかもしれませんけど、行っている子どもがちょっと少ないもんですから、何学期だったか校長先生が遠足を中止して宿題をたくさん出して勉強さす方法をとられました。

そういうことで、月曜日から土曜日まで授業しても、学力は上がらないのは上がらないと私は思います。やはり子どもたちが真剣に、大人も真剣に、やはり子どもたちが真剣に勉強するというのは、やはり学校の授業も必要ですけど塾に行くというのが本当に力がついているんじゃないかなと。そこを、今度は裏返しすれば、学校の教育というのがどういう指導なのか、そこもやはり考えていくべきじゃないかと私は思います。

でありますから、今回土曜授業というのをやるには、やはり最初で目的をしっかりと普通の授業じゃなくて地域の行事とか、そういうのに参加することを目的とされたほうがいいんじゃないかなと私は思っている。

といいますのも、きのう亀山小学校で5年生だけ餅つき大会を地域村づくり委員会でしたんすけれど、2時から餅つきの勉強ということでしたんですけど。そうするとまた普通の授業がなくなりますから、やはり土曜日にそういうことをしたりすると普通の月曜日から金曜日までは普通の勉強ができるんじゃないかなと思っておりますので、やはり一番大きいのは、今回土曜授業を始めということで、しっかりと土曜授業は普通の勉強じゃなくて線を引いてもろもろの授業、行事、そういうの勉強だということをしっかりとるべきではないかと思っておりますので、参考にそういうことも考えてやってください。

○教育長（上屋和夫）おっしゃるようなことを大事にしたいと思っております。第2土曜日に一応予定しておりますが、地域とともに、あるいは家庭も一緒に参加して、土曜日にしたほうがよい活動を組みたいと、学校行事とか、元気塾とか、あるいはふるさと・コミュニケーション科でふるさとを調べる学習とかしておりますが、ただし授業ですので、ただ行事のように何か参加するとい

うんじゃないんですよね。学校が中心になって授業という形でそういうことをやっていくという方向で考えております。

そしてまた、先ほどもちょっとありましたが、第3土曜日は青少年健全育成の日です。これは地域がリードをしてやっていただきたいと。

第4土曜日は、特にないんですが、やはり子どもたちが自分たちで自分の興味・関心に応じて選んでいろんな授業に参加するように、いろんな授業をつくってみたいと、そういうことも考えておりますので、そういう全体的な中での第2土曜の授業だということで御理解いただければなと思います。

それから、学力面で出ましたが、亀山も頑張っております。確かに私たちの調査によれば可愛とか育英は塾に行っている子たちは多いようですが、亀山の子たちもことしも結構頑張っておりまして、それなりの結果は出ておりますし、余り地域のことを言ってもいけませんが、川内北中、本当に頑張ってると思います。

今、委員がおっしゃられたようなことを大事にしながら。これからどの学校も上がっていくように努力をしたいと思います。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

それでは、ここで教育長は退室を……。

○委員（佃 昌樹）全国学力学習状況調査の公表の問題がありました。

きのうの新聞かな、きょうの新聞かにも載ってたと思うんですが。いろんな公表の仕方があつて、これも教育委員会に任されている部分がたくさんあるし、学校に任されているところもあるようですが。本市においての新たな問題として、今クローズアップしてきたなんだけれども、本市においては、調査の公表のあり方についてはどのような方向性になります。

○教育長（上屋和夫）全国学力学習状況調査、あるいは本市の学力ということでは、ごらんいただいたと思いますけども、広報紙の10月号に2ページにわたって公表いたしました。それは、全国学力学習状況調査だけで子どもたちの学力を

語るのではなくて、NRT、いわゆる全国の学力検査もございますし、それから県の到達度調査というのもあります。そういうのとあわせて総合的に本市の学力を説明したつもりでございます。

一つの全国の学力テストだけをもって本市の学力を論じようとは思いませんし、ましてやそのランクづけとか、学校別の結果がわかるようなことは努めて控えていきたいと。しかし、公表することで、やはり学力が上がっていいくことは大事にしなきやいけないと思いますし、どんな公表の仕方がいいかはこれからも研究していきたいと考えております。

○委員長（持原秀行）それでは、教育長はここで退席をお願いいたします。ありがとうございました。

〔教育長退席〕

○委員長（持原秀行）次に、そのほかの項目について、当局に説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文）それでは、総務文教委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

市内の小・中学校数の推移と学校施設の耐震化状況について御説明したいと思います。

まず最初に、本市の小・中学校の推移につきましては、1にありますとおり平成16年の10月の市町村合併時に小学校47校、中学校16校の合計63校であったものが、学校再編等の基本的な考え方を示しました薩摩川内市立小・中学校の再編等に関する基本方針に基づきまして再編を進め、資料にありますとおり今年度の平成26年の4月には小学校35校、中学校14校の合計で49校となっております。来年の4月には吉川小学校が閉校予定でございまして、合計で48校になる予定でございます。

現在、中学校区ごとに地区コミの役員やPTA役員、教育委員による「教育を語る会」を開催を実施しております、地域の意見・要望等を伺っているところでございまして、これらの意向を踏まえまして、今後、新たな薩摩川内市立小・中学校の再編に関する基本方針（案）を策定してまいり予定にしているところでございます。

続きまして、2の学校施設の耐震化状況についてでございますが、（1）の学校施設の耐震化率にありますとおり、平成26年12月1日現在で小・中学校全体の校舎と屋体の合計合わせまして

174棟のうち、耐震性のある建物は167棟となりまして、耐震化率も96%と耐震化が進んでいる状況でございます。残る耐震性の劣る建物につきましては、小学校で校舎2棟、屋内運動場3棟、それと中学校で校舎等1棟と武道館の1棟の7棟となっているところでございます。

(2)の学校施設の耐震化計画といたしましては、平成27年度に下のほうの表の8番から13番までは耐震補強または新增改築を行いまして、14番にあります東郷中学校の校舎につきましては、新たに東郷地域に小中一貫校を新設することから、現状のものとし、耐震化を行わないということとしております。

なお、文部科学省の耐震化方針にありますとおり、平成27年度までは耐震化工事が終了するように対処してまいる予定でございます。

以上が、教育総務課分でございます。よろしく御審査賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○学校教育課長（原之園健児） それでは、総務文教委員会の資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

薩摩川内市のいじめ防止に係る組織運営についてでございます。

いじめ防止につきましては、3月議会におきまして、いじめ防止対策推進法の施行に伴う本市の対応につきまして御審議をいただいたところでございますが、その後、組織等も整い、実際に組織を運営してまいっておりますので、その経過を御報告させていただきたいと思います。

まず最初に、確認の意味も含めまして、本市で設置したいじめ防止に係る組織について御説明をさせていただきます。

法律に基づいて設置する組織は、1の組織体制についてでお示ししたとおり、5つの組織がございます。市におきましては、一番上のところに書いてございますいじめ防止対策推進法に基づき、Aのいじめ問題対策連絡協議会、それとBの薩摩川内市いじめ問題対策審議会、そして下のほうに、学校の下でございますが重大事態への対応というところでございますけれども、重大事態が発生した場合に調査を行ういじめ対策調査委員会を設置したところでございます。

なお、いじめ問題対策審議会と重大事態が発生したときに設置するいじめ対策調査委員会は兼ね

ることにしたところでございます。

次に、組織の運営状況について御説明をいたします。

まず、Aのいじめ問題対策連絡協議会は、いじめの問題への対策を市民が一体となって進めるために関係機関や団体間の連携を図るための組織でございます。第1回の会議を、そこにお示ししてあるとおり、構成委員の方々の代表に集まつていただきまして7月24日に開催いたしました。

また、Bのいじめ問題対策審議会は教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもとに、市いじめ防止基本方針に基づく本市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするための組織でございますが、この審議会は11月20日に開催したところでございます。委員には、県弁護士会、市医師会、鹿児島純心女子大学、市P連、校長会からそれぞれ御推薦をいただいた方々に委嘱したところでございます。

双方の会議とも初めての開催でございましたので、いじめ防止対策推進法と、法に基づいて作成したいじめ防止基本方針それぞれの規則や会則等説明し、その後会長を選出して協議を行ったところでございます。その後、本市のいじめに関する現状といじめ防止に関する施策や取り組みをもとに協議をしていただきました。

いじめ問題対策連絡協議会におきましては、学校でのいじめのない学校づくりの日の取り組みの状況や学校便り等を活用した保護者への啓発の様子、命の大切さを学ぶ道徳の授業公開、ネットボーリスの代表者によるネットに関するいじめの講演会等の状況をお話しいただいたり、社会教育課が行っている少年悩み相談の状況、あるいは川薩保健所のほうからはアンケート項目についての提案等をいただきなど、各関係機関の取り組みについて意見交換を行い、連携の大切さを確認したところでございます。

Bのいじめ問題対策審議会におきましては、それぞれ専門的な立場からいじめ問題を児童・生徒の狭い捉え方でなく大人も含んだいじめもあり得ることを認識していくことの大切さであったり、アンケート項目について、知らない間に加害者になっているかもしれないということを子ども自身に振り返させる機会の必要性、相手を思いやる心は4歳から8歳に大きく育っていくことを踏まえた幼児教育の重要性、保護者へのネットトラブル

への対応などを含んだいじめに関する学ぶ機会を工夫していくこと等について御意見をいただいたところでございます。今後は、いただいた御意見等をもとに改善していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がございましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（佃 昌樹）もうメンバー構成がちょっと変わっていますので、直近のいじめの調査をされて薩摩川内市の実態についてちょっと報告をいただけませんか。

○学校教育課長（原之園健児）本市におきましては、毎月1日をいじめのない学校づくりの日としましてアンケート調査を実施しております。そのアンケート調査を見ますと、大体毎月小学生で119人ぐらいがいじめを受けたというようなアンケートの回答をしております。

そして、中学校におきましては、大体17人程度の月の平均に直しますと、その程度の子どもたちがいじめを受けたというような状況でアンケートに答えているところでございます。

内容的には、一番多いのは悪口であったり、そういう言葉によるいじめが一番多い状況でございます。これは小学校も中学校も多い状況でございます。

ただ、小学校のほうが100人を超えている状況でございますけど、これは小学校低学年の子どもたちの回答が非常に多く割合を示しております、これは子どもたちの中ではちょっとした勘違いであったり、人間同士のトラブルであった、それをいじめとしてアンケートに答えている状況もございます。

ただ、アンケートに答えられたいじめにつきましては、全て学校のほうできちんと確認をして解決をしていただいているところでございます。

それと、アンケート以外につきましては、県のほうが1学期の状況で調査をしております。その件数につきましては、平成26年1学期で263人、31.2人に1人という割合でのいじめの報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○委員（佃 昌樹）毎月やって、同じような人数が出てくるということは、いじめが固定化され

ているんじゃないかなというふうにしか受け取れないんだけど、そういうふうに理解していいですか。

○学校教育課長（原之園健児）私の説明がまずくて大変申しわけございません。月によって、少ないときは80人ぐらいであったり、多いときが170人であったり、それをトータルしましたら、平均に、月にしましたら、そういう数になっているということで、月によっては変動してございます。そして、昨年度に比べましていじめを受けているという子どもたちが少なくなっています。

申しわけございません。説明が不足しておりました。

○委員（佃 昌樹）もう一つ、ちょっとわからないで教えてもらいたいのがあるんですが。組織図のところで、組織の運営状況についてちゅうことの下のほうの内容のところで、いじめ問題の対策連絡協議会の一番下、⑥川薩保健所から人権教育と関連した教育のあり方等と書いてあるんですが、なんかこう保健所と人権教育、どんな内容だったのか、ちょっとつながる、全然つながる。

○学校教育課長（原之園健児）議事録のほうで記録が残っているので、それを紹介させて思いますが、子どものメンタルヘルス面からアンケート項目の中に自分の意見が自由に言えますかというような項目も入れたらどうかということ。あるいは、誰とでも仲よくできて、誰からも仲よくしてもらえますかといったような内容があればいいと感じますと。教育の中に多様性を学ばせる場面も多くせってほしいと思っております。人と違ってもいいんだよという気持ちが大事なのではないかということから、人権教育という言葉も使われて説明をされましたので、このような表記で紹介したところでございます。

〔「保健所とのつながりがわからない」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（原之園健児）保健所のほうはメンタルヘルスという観点からのつながりだというふうに解釈しております。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。ほかに。

○委員（今塩屋裕一）いじめかどうかわからないんですけど、不登校の生徒に係ることなんですが、今回、ことしの卒業式に出たときには14名が表彰台に上がって卒業証書をもらってなく、学

校不登校で卒業式も出てなかった状況であって、このいじめのアンケートだけじゃなく、保護者と交えて、やっぱり担当の先生だったり、学校教育課のほうに御相談があつて、どうしても学校に行かせたいという親の相談とかいう件数は上がってなかつたでしょうか。

○学校教育課長（原之園健児） ちょっと件数のほうは、はっきりと把握はしておりませんけども、卒業式の出席につきましては、やはり保護者であつたり、子どもの気持ちを聞きながら、大事にしながら対応しているところでございますが、どうしても卒業式に出席できない場合には、子どもたちが卒業式が終わつた後に校長室に来ていただいて、そこで卒業証書を授与したり、そこまでなかなかできない場合には、学校のほうで自宅まで出向いて卒業証書を校長が渡したりということで、子どもの気持ちに寄り添つた対応を心がけているところでございます。

それと、現在いじめがあつての御相談ということは何件か受けているところでございますけれども、学校のほうにも連絡をいたしまして、きちんと子どものほうから聞き取りをし、そしてまた相手があることですので、相手のほうからも聞き取りをしながら保護者と必ず連携をして対応するということを、必ず行うようにしているところでございます。

○委員（今塩屋裕一） いじめもなんんですけど、その原因となるのが高校では相当厳しく扱つてゐる携帯電話を持たさない、そしてLINE（ライン）でのやり取り、既読したか既読していないか、見てるのに返答がなかつたとか、そういうようなことから何かいじめになつがつてゐるということで、もちろんもう中学生となつたらまだ携帯を持たせないと思うんですけど、そういう周知というか、そういうことなんかもやっぱり各中学校にもいろんな報告というか、学校教育課としてはこういうふうに重要であれば携帯電話を持たすけど、できるだけ持たさないでくれとか、そういう声かけとかも、やっぱりやられてるんですか。

○学校教育課長（原之園健児） PTAとも連携をしながら、携帯電話の所持につきましては、保護者の方々に理解をしていただいているところでございます。特に、インターネットを通じて出会い系サイトであつたり、そして見知らぬ人とLINE（ライン）等で知り合つて出会つてしまふと

いうようなケースも聞こえてきておりますので、そのところにつきましては携帯会社であつたり、あるいはネットポリスの方々を講師としてお願ひしまして、携帯電話についての学習をするようにしております。原則学校のほうに持ち込みはほとんどの学校が禁止しておりますけれども、やむを得ず、どうしてもという理由がある場合は申し出ていただくようにしているところでございます。

ただ、懸念されるのは、学校のほうではなるべく持たせないようにということでお願いはするんですけども、どうしても保護者のほうで買い与えたりというようなことで、少しずつ携帯電話の所持はふえている状況がございます。

以上でございます。

○委員長（持原秀行） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。御苦労さまでございました。

---

#### △文化課の審査

○委員長（持原秀行） 次に、文化課の審査に入ります。

---

#### △議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） それでは、審査を一時中止しております議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ） 補正予算に関する説明書の61ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

10款教育費5項社会教育費2目文化振興費、補正額1,451万7,000円でございます。そのうち文化財保護事業費、補正額1,358万9,000円で、埋蔵文化財発掘調査に係る経費をお願いしようとするものでございます。

詳細につきましては、総務文教委員会資料4ページから5ページをごらんください。

鶴ヶ岡城跡は東郷町斧渕の丘陵地に位置し、東は樋渡川、西は田海川、川内川の3河川に挟まれ

た中世山城であります。

相模国渋谷庄の領地として勢力を伸ばした渋谷光重の次男実重が、宝地2年（1248）にこの地に下向してから、天正15年（1587）17代重虎が日向に移るまでの340年もの間居城、その後は宮之城島津家も居城したと言われております、県が埋蔵文化財包蔵地に指定しております。

なお、埋蔵文化財包蔵地内の開発行為につきましては、文化財保護法により県への事前届け出が義務づけられておりますので、市町村の教育委員会において遺跡の範囲や特徴を捉えるための調査を行い、その結果、開発に伴い、遺跡に破壊が生じる場合は記録保存を前提とした全面調査を開発事業者の費用負担で実施することとなっております。

今回の補正額1,358万9,000円のうち、一般財源110万2,000円は事前調査費用として市が負担し、その他財源分の1,248万7,000円は開発事業者の負担する経費となります。

なお、事前調査結果により、全面調査に係る遺跡の範囲の縮小や調査費用等の削減も考えられておりますことを申し添えます。

あわせて、現在の計画では全面調査並びに報告書作成等が本年度中に終了できないため、予算に関する説明書の7ページでございます、第3表繰越明許補正により、下のほうの10款教育費5項社会教育費、鶴ヶ岡城跡発掘調査事業費繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、伝統的建造物分保存整備事業費92万8,000円は、入来麓の旧増田家住宅が国の重要有形文化財指定を受けたことに伴い、周知用の懸垂幕と敷地内に国指定の石柱制作費用をお願いするものでございます。

次に、文化ホール管理費は、川内文化ホールの管理に係る財源調整であります。

次に、歳入について御説明いたします。

説明書の24ページをお開きください。

21款諸収入5項雑入4目雑入1,248万7,000円は歳出で御説明いたしましたとおり、鶴ヶ岡城跡緊急発掘調査に係る事業者負担分を雑入として受け入れるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。御審査方、よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま、当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）この鶴ヶ岡城のことについては、その開発者がこの遺跡の中で開発をしたいということで、そして、その開発者が費用を負担するということだという、今、説明ですが、この鶴ヶ岡城跡にどういう開発をしようとしているのか、広さはどのぐらいなのかとか、そういうのは別に公開というか、我々には知らされないわけなんですか。

○教育部長（中川 清）今回の計画については、給与面含めて公にしないようにというようなことでございますので、これは所管の企業・港振興課のほうから、そういう申し出もありましたので、私どものほうにつきましては、その契約等については、事業者名は承知しておりますけども、契約内容を含めて詳細については把握はしてございません。

○委員（井上勝博）事業者名だけで、広さはわからないと。

ただ、調査の範囲ということではわかるわけですけれども、前もってこういう鶴ヶ岡城の跡があったんだということについては、もうずっと前から恐らく知られていて、たまたまその開発をするときにわかったんじゃなくて、もう前からわかっていて、ここを開発したいから調査するんだという、そういう経過なんですよね。わかりました。

それと、あと文化ホールについてなんですかども、文化ホールについては、今ホールが使えないということで工事をされているわけですが、ホール側のトイレが、女子トイレを利用された方から連絡があつて、私もお伝えしたと思うんですけども、段差があつて、ほとんどの人がそこでつまずいていると、中にはけがをされた方もいらっしゃるということで聞いているわけですが、今回のこの改修の中でそういったのは改善されるというか、そういうことも入っているんですか。

○文化課長（岩元ひとみ）今回の大規模改修の中には、そのトイレのことは含まれておりません。

以前、委員のほうから私のほうも連絡を受けまして指定管理者のほうに連絡をとりました。指定管理者のほうでもそういう御意見を受けてまして、気をつけてくださいという周知の張り紙等はしておるんですが、どうしてもやり始めて年に数回しか利用されない方、そこが段差でつまずかれると

ということで、今後指定管理者と話をしまして、少しスロープ的なものができないかというような一応今話をしておりますので、少しそこの部分については、今回の工事の中ではできないんですが、今後また考えていきたいと思ってます。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）所管事務について、総務文教委員会資料の6ページから7ページをごらんください。

もう御存じのとおり、国の有形文化財の指定を答申中でありました入来麓の旧増田家住宅が、昨日12月10日付をもちまして官報告示がなされ、正式に決定いたしました。旧増田住宅は、入来麓伝建地区に昨年3月完成し、4月から一般に公開されております。今回の指定の物件は、旧増田家住宅石蔵、浴室、トイレ、石敢當などとなっております。

特徴といたしまして、土間と台所のあるなかえを連結した伝統的な分棟型形式で、近世の武家住宅の形式を継承していることなどが評価されております。

また、11月21日には、国の天然記念物として甑島、長目の浜及び潟湖群の植物群落が指定答申され、年度内に旧増田家住宅と同様、正式に決定される見込みと考えております。

指定物件は、長目の浜のなまこ池、貝池、鍬崎池の3つの湖沼と、砂州上の植物群落となっております。特徴としまして、長目の浜は上甑島北部の長さ4キロ、幅40メートルから100メートルの砂州が発達して形成されており、海水の透水性により池の塩分濃度が異なり、それに伴って砂州上に変化し発達した植物群落等が貴重なものとして評価されております。

次に、資料の8ページをごらんください。文化の国体版として、日本最大の文化の祭典である国民文化祭・かごしま2015が来年、平成27年10月31日から16日間、県内43全ての市町村において開催されます。

資料にありますように、薩摩川内市でも全国のはんやの祭典を初め、人形浄瑠璃、短歌、川柳、甑島の生活の文化の5つの事業の開催を予定しております。今年度は5月から11月にかけて、5事業全てのプレ大会を開催し、本大会に向けて検証を図りながら準備を進めているところでございます。

今後さらに周知、PRに努めるとともに、事業部会を中心に具体的な開催要項、おもてなしなどを計画し、市民の皆様にはもちろんのこと、県内外からのお客様に喜んでいただけるような大会にしていきたいと考えております。御支援、御協力方よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。御審査方よろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

○委員（帶田裕達）ちょっと教えてください。この全国はんやの祭典のもうちょっと中身が、どういうふうにするとか、3日間にわたってずっとなさるのか、どっかの文化ホールで1カ所でなさるのか。今まで道路で踊ったりしてらっしゃるんですが、これはどういうような形態で行われるのか。今計画でよろしいです。

○文化課長（岩元ひとみ）全国のはんやの祭典は、基本的に今現在行われておりますはんや踊りが一つの演目です。

次に、文化課が所管で行っていますはんやジュニアの大会、それを一つ考えております。新たに国民文化祭で取り組むのが、はんやのサミットと競演、全国のはんやの継承されている地域から、その踊りの方々をお招きしまして、サミットを開きながら踊りを披露していただくサミットと競演、3つの大きなものを考えておりまして、あと夜祭、物販、そういうのがどのようにしていくかということが、今部会のほうで検討されているところでございます。

○委員長（持原秀行）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で文化課を終わります。御苦労さまでございました。

---

#### △市民スポーツ課の審査

○委員長（持原秀行）よろしいですか。それでは、次に市民スポーツ課の審査に入ります。

---

#### △議案第121号—議案第125号

○委員長（持原秀行）それでは、議案第121号から議案第125号までの議案5件を一括議題とします。

これらの議案5件については、新たに指定管理者を指定しようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、当局に補足説明を求めます。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）それでは、指定管理議案5件につきまして、一括での説明をさせていただきたいと思います。

資料は、議案つづりその2の121—1ページからを御参照ください。また、教育部議会資料の3ページからを御参照いただきたいと思います。

まず、議案第121号から議案第125号まで、5件の指定管理議案の施設は、薩摩川内市上甑グラウンド、里プール、鹿島コミュニティプール、薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設及び御陵下公園、薩摩川内市スポーツ交流研修センターでございます。

管理形態につきましては、いずれも委託料制の施設でございます。議案第121号から議案第124号までの議案4件につきましては、現在の指定管理者の指定管理期間が、平成27年3月31日で満了することによりまして、指定管理者を選定するものでございます。

議案第155号のスポーツ交流研修センターにつきましては、今回新たに指定管理者を指定するものでございます。

議案5件の指定する期間は、いずれも平成27年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

指定管理者に指定する団体は、議案第121号、

薩摩川内市上甑グラウンドは、昌和建設株式会社、議案第122号、里プールは開発供給株式会社、議案第123号、鹿島コミュニティプールは、有限会社鹿島土木、議案第124号、薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設及び御陵下公園は、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社、議案第125号、薩摩川内市スポーツ交流研修センターは、特定非営利活動法人薩摩川内市体育協会でございます。

なお、結果といたしまして、議案第121号から議案第124号の4件につきましては、現在の指定管理者が選定されたものでございます。議案5件の指定管理者の選定につきましては、9月に選定議会を開催し、採点を行ってございます。この選定委員会の審査結果を踏まえ、施設の設置目的や役割を十分理解し、施設の適切な管理運営が期待できることなどから、指定管理者の候補者として今回選定したところでございます。

なお、採点の結果は、いずれの指定管理者につきましても基準点を上回る得点率でございました。この採点結果につきましては、議会資料にお示ししてございますので、御参照いただきたいと思います。

議案5件の指定管理者の応募方法につきましては、いずれも公募を行い、応募団体数は議案第121号、薩摩川内市上甑グラウンド1社、議案第122号、里プール1社、議案第123号、鹿島コミュニティプール1社、議案第124号、薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設及び御陵下公園1社、議案第125号、薩摩川内市スポーツ交流研修センターは、NPO法人2社の応募でございました。

選定結果の概要につきましては、議会資料にお示ししてございますので御参照いただきたいと思います。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑を願います。

○委員（井上勝博）この指定管理者について、125号については、2社が応募されていらっしゃいます。それで、ちょっと私指定管理者が導入されたときに、その場合は採点結果については2社とも示されたような気がするんだけど、そ

じやなかつたでしたつけ。1社だけしか示してないというのは、どういうことでしたつけ。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）選定された業者の分だけをお示ししているところでございますので、いずれにしましてもただ応募者の方々には、それぞれの2社に、当然選定されなかつた方にもお示ししてございます。

○委員（井上勝博）それは当初からずっと、例えば応募者数が複数の場合については、選定された、指定された者の採点しか示さなかつたんでしたつけ。幾つか示して、そしてその中で選定されたっていうふうにしたような気がしたんですけど。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）当初の段階から、その選定された分しか示していないということの取り扱いをやってるようでございます。

○委員長（持原秀行）ほかに。

○委員（井上勝博）新しくこのスポーツ交流研修センターを指定管理者にするに当たって、支出計画の入件費は47万5,000円ということで、この体制がこれでできるのかなということを、ちょっと少ないような気がするんですが、もうこれは一人体制、もしくは二人体制で、それがどういうふうな管理の仕方をされるのかというのを少し御説明いただけますか。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）基本的に積算上、当然基準額をお示ししますので、その算定上では約3名の雇用が可能だろうというふうな計画を立ててございます。これは、あくまでもただ応募される方においては、その入件費を踏まえましてどういう雇用形態をするかっていう部分は判断されていくことになります。3人体制、乗用を3人雇用していくか、いろんなパートさんだとか臨時を入れた雇用の形態をとられるかという部分は、制限をかけておりません。

ただし、開館時間については、常時1名の配置をするということが条件になってございますので、それをクリアしていく体制を組まれることになってまいります。

○委員長（持原秀行）よろしいですか、ほかにございませんか。

○委員（帶田裕達）指定管理者は、こうやって指定されてるわけですが、その指定管理者の審査項目には入ってないんですけど、ケータリングに対する考え方とか、これから来年4月からやるわけだけど、その考え方、それから実施含めて、

衛生面とか含めてどのような考えを持っていらっしゃるのかをお聞きでしたら、教えていただきたいと思います。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）旧法のケータリングの部分で、正直申し上げて不安を持っているのは確かに今の段階でもありました。それで、議決を経て指定管理者をということになるわけですが、この選定結果につきましては、一応その応募者のほうに選定候補になりましたとお伝えしてありますので、その中で今いろいろ実は聞かれている分もあります。まずは、今やっている維持、ケータリングをやっている体制を含めて維持をしていくというのが前提だということで、我々としてもそういうお願いをしていこうと思ってます。

それで、今ありましたようにその衛生面を含めてだとか、当然指定管理者のほうがケータリング業者を選定していく今度はことになってまいりますので、選定につきましても、指定管理者が主導権を握ることになりますので、可能な限り現状を維持してほしいということをお伝えするとともに、今までの部分がスムーズに移行できるようにというふうには、支援してまいりたいっつゆうふうに思ってます。

○委員（帶田裕達）体協のほうも初めてなさるわけですから、今課長がおっしゃったように、スムーズに移行できるように、その辺は十分ケータリング業者はどこになるかわかりませんけど、十分な配慮をしていただけないと、指導も含めてですけど、なかなか用意ドンでうまく乗っていくのかつちゅうようなちょっと心配もありますので、その辺よろしくお願いしておきます。

○委員長（持原秀行）要望であります。

○委員（井上勝博）ちょっとケータリングのことで、ある方から聞いたことを思い出したんすけれども、プロ野球選手とか、今までホテルに泊まつたりして、食事は物すごくやっぱりカロリーの高いもので、その場で調理していたということを聞いていて、今も例えば一つホテルがなくなつて、ここを利用されたりするのかなと思うんですが、そういう食事関係で本当に豪華なって言うのはおかしいんですけども、そういうカロリーの高い、そういうプロ野球選手が満足できるようなそういう食事とかっていうのが提供できるものなんですか。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）プロという分

類もいろいろございまして、今プロ野球つちゅう話でございましたが、実はプロ野球の選手は、この研修センターのほうには今宿泊をされておりませんで、全て民間の宿泊、ホテル、旅館にお泊まりです。

だから、そういう部分については、今後もプロの、例えば野球のチームというのは、研修センターの宿泊というのはかなり、民間を選ばれるんじゃないかなというふうに考えてございます。これまでもそうだったように、やっぱりちょっとグレードが当然今おっしゃられるように高いので、そういう意味では民間を今後も御利用になるのかなというふうに含んでます。

我々としては、施設利活用を考える分では、そういうプロの選手も泊まってほしいんですが、ただ宿泊の当然プロ野球の場合もシングル利用なので、シングルの部屋を御希望されて皆さんそういうふうに宿泊されてますんで、ちょっと研修センターとはスタイルが違うかなというふうに思ってございます。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。まず、議案第121号薩摩川内市上甑グラウンドの指定管理者の指定について討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第122号里プールの指定管理者の指定について討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第123号鹿島コミュニティプールの指定管理者の指定について討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第124号薩摩川内市総合運動公園の有料公園施設及び御陵下公園の指定管理者の指定について討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第125号薩摩川内市スポーツ交流研修センターの指定管理者の指定について討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） 次に、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） それでは、補正につきまして御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の63ページをお開きください。

まず、10款6項1目、事項、保健体育総務費の補正額は、マイナス157万4,000円でございます。減額でございます。職員の給料、職員手当と共に済費につきまして減額補正を行うものでございます。

次に、事項、体育振興運営費の補正額は250万円でございます。大会の開催や県代表として権利を獲得した個人または団体に、九州全国大会の出場に要する旅費及び宿泊費の一部につきまして補助を行うスポーツ振興補助金に不足が見込まれることから、増額の補正を行うものでございます。

次に、10款6項2目、事項、総合運動公園管理費につきまして財源調整がなされております。これにつきましては、総合運動公園指定管理委託事業に電源立地地域対策交付金を充当しております、交付金額の決定に伴いまして1,582万4,000円追加充当されたものでございます。

次に、予算に関する説明書の8ページをお開きください。

債務負担行為補正についてでございます。1、追加の表をごらんください。表の欄の最も下の欄から5段目の上甑グラウンドから最も下の欄のスポーツ交流研修センターまでの5件が当課の分でございます。

これらの施設につきまして、指定管理者の指定管理料につきまして、平成27年度から平成31年度までの期間、債務負担行為の設定を行うものでございます。

なお、この5件につきましては、先ほどの指定管理者議案に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） 63ページ、済いません。通常異動のために減額とかつていう説明をされたりするんだけれども、ここはただ減額って言われたんですが、ちょっとそのため異動のためなのかどうかっていうことを、人員が減っているのか何なのか、説明をお願いします。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） 人員の増減はございませんけれども、経費の増減に伴う部分の補正ということでございます。申しわけございません。異動に伴う部分があるということでございます。

○委員（井上勝博） はい、わかりました。

○委員長（持原秀行） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） 次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） それでは、補正につきまして御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の40ページをお開きください。

10款6項1目、事項、保健体育総務費の補正額は74万4,000円でございます。今回の補正につきましては、人事院勧告に基づく改定分でございまして、当課分の職員の給料、職員手当と共に済費につきまして補正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどをよろしくお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）指定管理者運営評価と「父子チャレンジアカデミー」in薩摩川内の概要につきまして御説明いたします。

資料のほうは、総務文教委員会資料の9ページから18ページを御参照願います。

今回指定管理者運営評価を行った5件につきまして説明を行いますけれども、一括で説明することを御了解いただきたいと思います。

まず、今回評価を行いました指定管理者は、屋外運動場照明施設と川内プールを管理する薩摩川内市民まちづくり公社、樋脇サンヘルスパーク、樋脇B&G海洋センターを管理する株式会社セイカスポーツセンター、樋脇総合運動場、樋脇屋外人工芝競技場と東郷総合運動公園、東郷池島運動広場を管理する特定非営利活動法人川内スポーツクラブの5件、3指定管理者の評価を行ったものでございます。

指定管理者運営評価につきましては、指定管理期間が満了する前年度に評価委員会を設置し、評価を実施するものであります。今回評価を行った施設は、平成27年度で指定期間が満了する施設でございます。

このことから、今回評価を行ったこの5件につきましては、平成27年度に指定管理者の募集を行い、選定委員会を開催し採点、その後指定管理公社を選定し、指定管理議案を上程する流れとなってございます。

今回の算定結果につきましては、資料にもお示ししてございますが、いずれの指定管理者も得点率が70%台、73%から78%でございます。総合評価の結果、おおむね適正である、あるいはすぐれているの結果でございました。

続きまして、資料の19ページをお開きください。「父子チャレンジアカデミー」in薩摩川内の概要について説明申し上げます。

当チャレンジアカデミーは、東京に所在しますNPO法人幼児教育従事者研究開発機構が主催され、本市で実施いただくことになったものでござ

います。市の経費等は一切なしで実施いただくものでございます。

タイトルは、主催者で父子を（ちちこ）と読みませていますので、御理解をいただきたいと思います。指導者は400メートルハーフドールでオリンピックに3大会連続で出場し、世界陸上の銅メダリストである為末大氏ほか3名のトップアスリートによる、無料の親子による陸上教室を開催いただくものです。

トップアスリートのデモンストレーションなども行う予定であり、見学もできますので、各委員におかれましても、時間がございましたらご覧いただければ幸いでございます。参加対象は、タイトルは先ほど申し上げましたとおり父子となっておりますが、児童とその保護者で、保護者は母親、祖父母、兄弟等、これらについても可となってございます。

参加者の募集は、市内の全小学校を経由しまして、申し込みチラシを全児童に配布し募集を行っているところでございます。募集人数は150組、300人としておりまして、ほぼこの募集人数に近い参加になると見込んでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で市民スポーツ課を終わります。御苦労さまでございました。

ここで休憩をします。3時15分からでよろしいでしょうか。休憩します。

~~~~~

午後2時56分休憩

~~~~~

午後3時14分開議

~~~~~

○委員長（持原秀行）休憩前に引き続いて会議を開きます。

△秘書室の審査

○委員長（持原秀行） 次に、秘書室の審査に入ります。

それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 当局から報告はありませんか。

○秘書室長（上戸理志） 秘書室であります。今回も特にありません。

○委員長（持原秀行） それでは、委員、委員外の皆さんからありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

以上で秘書室を終わります。御苦労さまでした。

△文書法制室の審査

○委員長（持原秀行） よろしいですか。次に、文書法制室の審査に入ります。

△議案第119号 薩摩川内市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（持原秀行） それでは、議案第119号薩摩川内市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文書法制室長（堀ノ内 孝） 議案つづりは議案その2になります。119-1ページをお開きください。

議案第119号薩摩川内市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由につきましては、11月26日本会議で部長が説明いたしましたので、割愛させていただきます。

条例等の概要について、資料に基づいて説明をいたしますので、11月14日付の総務部の議会資料の1ページをお開きください。

まず、1の改正の経緯、理由等ですが、国民の権利利益の保護充実のため、本年6月13日に行手続法の一部を改正する法律が公布され、来年の4月1日から施行されることになりました。

行政手続法の対象範囲は、本市が行う処分のうち、法律等に基づく処分、手続のみであるため、条例等に基づく手続及び行政指導については、薩摩川内市行政手続条例を制定し、規定していると

ころであります。

行政手続法では、各自治体においても法律の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努力規定を置いているため、今回の行政手続法の改正にあわせて薩摩川内市行政手続条例においても同様の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものであります。

なお、行政手続法と本市の行政手続条例の適用範囲、イメージ図を載せてありますので、御参照いただきたいと存じます。

次の2ですけれども、条例の改正のポイントですが、以下の3点を条例に追加するものでございます。

(1) は行政指導の方式で、行政指導に携わるものは行政指導を行う際、市が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を持っていることを示す場合、その相手方に対し権限行使できる根拠を示さなければならないという、許認可権限の根拠を明示する義務について規定するものでございます。

次の(2)は、行政指導の中止等の求めで、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、行政指導が法令に規定する要件に適合しないところがあるときは、市に対しその旨を申し出て、行政指導の中止その他必要な措置を求めることができるというものです。

また、申し出があったとき、市は必要な調査を行い、行政指導がその要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならない旨を規定するものでございます。

(3) は、処分等の求めで、誰でも法令に違反する事実を発見した場合、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと考えるとき、処分又は行政指導をする権限を有する市に対し、その旨を申し出て処分又は行政指導を求めることができ、また申し入れがあったとき、市は必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、処分又は行政指導をしなければならないというものでございます。

以上の3点が大きな改正でございますが、その他若干の改正点がございまして、大きな3のその他でございますが、常用漢字表の改正に伴う語句の修正等のほか、附則においては、法令の施行日と同じ平成27年4月1日を条例の施行日と定め

るほか、この行政手続条例の条の移動に伴う関係で、市税条例等の一部を改正を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるごとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はございませんか。

○文書法制室長（堀ノ内 孝）別にございません。

○委員長（持原秀行）委員の皆さんには。

○委員（井上勝博）直接条例については関係はなかったんですが、同じ行政手続のことで、ある方からちょっと聞いた話で、行政指導がされたときに、それはその行政指導に対して文書を求めることができる。要するにその指導について口頭ではなくて、文書で提出してくださいということで求めることができると。

例えば、時々ですけれども、職員からこんなことを言われたと、ちょっとひどいことを言われたんじやないかといったときに、それは文書で示してくださいとかいうふうにして、証拠として示して、例えばそれを是正していくことができるというふうに聞いたことがあるんですが、それについては実際にそういう例というか、そういうものがあるかどうかということをお尋ねしたいと思うんですが。

○文書法制室長（堀ノ内 孝）今回の行政手続条例にちょっと戻りますけれども、大きな条例改正のポイントの（1）のところで、行政指導の方式というのがあるんですけども、こちらのところで同様なことがありますて、行政指導に携わる者は、行政指導を行う際、市が許認可等をする権限又は許可等に基づく処分をする権限を持っていることを示す場合、その相手方に対し権限を行使できる根拠を示さなければならないと。

この根拠を示さなければならないというところで、法律においては口頭でもいいということになっておりますけれども、文書を求められた場合は、特段の理由がなければ文書を出さなければいけないという扱いになっております。

以上でございます。

○委員（井上勝博）時々ほんとトラブルがあつたりした場合に、それはもう口頭で言われてるんじやなくて、文書でくださいと言えば、もう公務員は基本的に義務づけられているというふうに理解していいわけですね。

○文書法制室長（堀ノ内 孝）先ほど申しましたとおり、特段の理由がなければ、文書でということになっておりまして、その特段の理由があるかないかが、またその個別の判断になってくるものと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で文書法制室を終わります。御苦労さまでした。

△財政課の審査

○委員長（持原秀行）次に、財政課の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）では、まず第5回補正予算書を御準備いただきたいと思います。財政課関係の補正予算の歳出から説明いたしますので、

予算書の64ページでございます。

12款1項公債費1目元金は、事項、長期債償還元金におきまして、本年度の借り入れ条件が当初で想定いたしました償還期間から短縮となり、元金に不足が生じることによる増額であります。

なお、財源内訳のその他財源の増額は、今回の補正で市営住宅管理経費の減額調整を行ったことから、公債費に充当いたします住宅使用料の額に変動が生じたことによるものであります。

同項2目利子、事項、長期債償還利子は、本年度の借り入れ条件が当初の想定より低い低利の利率となったことにより、減額するものであります。

続きまして、歳入になります。12ページをごらんください。

10款地方特例交付金及び次の13ページの11款地方交付税は、本年度交付が確定により増額しております。

続きまして、22ページをごらんください。
19款1項1目財政調整基金繰入金は、今後の財源対策として財政調整基金繰入金を減額しております。なお、今回補正後の同基金の本年度末残高見込みは、122億1,599万1,000円となる見込みでございます。

次の23ページになります。20款繰越金では、前年度繰越金の予算未計上額を今回補正の財源といたしまして、全額計上しております。

次に、25ページになります。22款市債は、川内地域踏切改良拡幅事業及び山堂公園整備事業等の補助内示を受け、道路整備事業債、都市計画事業債や公園整備事業債を減額調整したほか、消防防災施設整備事業債において、消防通信指令センター総合整備事業に係ります起債事業の変更に伴い、借入額を増額し、臨時財政対策債において本年度の借り入れ可能額の確定に伴い、借入額を増額しております。

続きまして、地方債について御説明いたしますので、9ページでございます。第5表地方債補正は、道路整備事業など1行目から3行目までの3事業において、それぞれ事業費の動きに対応し、限度額を減額するほか、消防防災施設整備事業においては起債事業の変更に伴い、臨時財政対策債においては、本年度の起債可能額の確定によりそれぞれ限度額を増額するものであります。

以上で、財政課所管の補正予算の概要説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申

し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、続きまして第6回補正予算書を御準備ください。第6回補正でございます。

歳出から説明いたしますので、43ページをごらんください。

12款1項公債費1目元金であります。歳出予算の補正はございませんが、備考欄をごらんください。今回の補正で、住宅管理に係る経費の増額調整を行ったことから、公債費に充当いたします住宅使用料の額に変動が生じたため、財源調整となったものであります。

続きまして、8ページをごらんください。歳入でございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の職員給与費や特別会計の繰出金等の増額に対応するため、増額しております。なお、今回の補正後の同基金の年度末残高は、121億2,059万4,000円となる見込みでございます。

以上で、財政課所管の補正予算の概要説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行

います。

当局から報告はありませんか。

○財政課長（今井功司） 今回は特にございません。

○委員長（持原秀行） これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） この地方交付税の見直しについては、もう一般質問でもやってきましたけれども、非常に大きなやっぱり財源の問題ですので、はつきりさせていって有効活用を図っていただきたいと思ってるんですが、財政運営プログラムの中では、5年間で総額100億円の減額になりますというふうに書いてあるんですが、詳細はまだはつきりしないまでも、仮に新聞報道のように6割が維持されるということになれば、どのぐらいの削減幅になるんだろうかと、総額で言つたらどうなるんでしょうかということなんですが、どうなんでしょうか。

○財政課長（今井功司） この間の一般質問等もございましたが、新聞報道がございました。6割程度戻るんではないかという新聞報道でございましたが、再度申し上げますと、国から、総務省からでございますが、詳細にまだそういう方針であるということすらも、まだ公式に示されておりませんので、現時点で判断するのが難しい状況でございます。

さらに、新聞にもありましたその6割というのは、交付税制度全体でのその試算でございまして、実際本市の試算をするとなると、それぞれの市町村の計数がございますので、それをもとに試算しなければならないため、やはり詳細な制度が出ないと影響も大きい、少ないというのも、相当変動する要因がございますので、現時点では試算というものも正確性を持った、担保した試算もできないことから、現時点では国からの詳細な見直しの内容について示されることを待って、判断したいと考えているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博） 財政運営プログラムの中で100億円というふうに書いてあるわけで、それはそういういろんな変動要因というのがあるでしょうけれども、大まかに見てそういうことになるという試算でしようから、だからそれを承知の上、今言われているように、国からの公式なこの通知

か何かがあると思うんですが、しかし、やっぱり5年間総額で100億円減るというようなことで、前提で皆さん理解してる面もあるわけです。だけど、見直しがされるのは、ほぼ確実だというふうに思うんで、それが金額はどうなるかわかりませんけど、しかし幅が例えばどのぐらいの、100億円というふうに見込んでいたけれども、この程度になるかもしれないというのは、大体示すことができるんじゃないかなというふうに思うんですが、それはどうなんですか、できないんですか、やっぱり。

○財政課長（今井功司） 委員がおっしゃるるとおり、国としても見直し作業に入っております。ただ、具体的に示されない限りは、試算の額にも先ほども申しました、ちょっと変動の幅が大きいだろうということも考えられますので、財政課といたしましては試算をするに当たっては、正確な数字が算出されるまで算出できないという考え方を持っております。

ただ、委員が発言されます100億というのは、前の見直しする前に、平成32年に40億普通交付税が減らされる。それが階段的に減らされていきますので、その累計が100億ということで、その100億の削減からある程度見直しされることには決まっておりますが、なかなかそこの中身を詳細に把握しない限りは、試算という形で出すのは、非常に申しわけございませんが難しいと判断しております。

以上です。

○委員長（持原秀行） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。

以上で財政課を終わります。御苦労さまでした。

△財産活用推進課の審査

○委員長（持原秀行） 次に、財産活用推進課の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） それでは、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（平原一洋） 財産活用推進

課でございます。よろしくお願ひいたします。

平成26年度の一般会計補正予算に係る財産活用推進課に係る補正予算について御説明をさせていただきます。

歳入歳出関連がございますので、今回は申しわけございませんが、歳入のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、第5回補正の予算に関する説明書の24ページをお開きください。

21款5項5目雑入1節雑入でございますが、財産活用推進課分は下から2行目の立木補償金292万7,000円でございます。この補償金は、国道交通省川内川河川事務所が施行いたします大字地区指定事業の事業用地として、普通公園の下目緑地の一部を譲渡することに伴い、当該公園に植生しております桜の木8本の移転補償費でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。予算書の27ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費のうち、財産活用推進課分は、財産一般管理費で委託料83万円を予算措置してございます。

先ほど御説明いたしましたが、桜の木8本の伐採に係る委託料でございます。補償費は、移設を前提として算定しておりますので、今回は移設ではなくも伐採により処分したいと考えておりますので、補償金のほうに余剰が出てまいりますことは御了承いただきたいと思います。

以上で、財産活用推進課に係ります補正予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（平原一洋）総務文教委員会資料の2ページと3ページをお開きください。公用車EV（電気自動車）事業の導入について説

明させていただきますが、その前にお願いがございます。資料につきましては、まだラッピングをしてない状態の写真を載せておりますので、ラッピングが完了いたしましたので、その写真を入れた資料を配付させていただけませんでしょうか。

○委員長（持原秀行）はい、配付。

○財産活用推進課長（平原一洋）よろしくお願ひします。

〔資料配付〕

○財産活用推進課長（平原一洋）よろしいですか。それでは、御説明させていただきたいと思います。

公用車（電気自動車）の導入事業といたしまして、電気自動車の普及及びエネルギーのまちを積極的にPRするために、電気自動車10台を公用車としてリース方式により導入することとしておりましたが、来週12月18日に納入されますので、その御報告とお披露目についてお知らせをさせていただきたいと思います。

まず、納入される電気自動車でございますが、ワゴン車が2台、それから軽貨物が8台でございます。

まず、表の電気自動車ワゴンにつきましては、7人乗りでございまして、日産のe-NV200という車種を購入します。台数は2台でございまして、これにつきましては、本府のほうに配置をさせていただきたいと思っております。

主な装備といたしましては、ETC、それからデータ回収機器、それからドライブレコーダー、それから電源が必要なときに電源供給対応という、そちらのほうも備えております。燃費につきましては、1回充電当たり185キロの走行距離でございますが、充電時間といたしましては、急速充電機を使用いたしますと30分で80%、また200ボルトの普通充電で8時間という充電時間となっているようでございます。

次に、裏をごらんいただきたいと思います。軽貨物の概要でございます。車種は三菱ミニキャブの4人乗りでございます。台数は8台でございますが、本土4支所に2台ずつ配置する予定でございます。

主な装備につきましては、先ほどと一緒にございまして、電気の走行につきましては、1回充電当たり150キロの走行距離でございます。充電時間は、急速充電で35分で80%まで、普通充

電は200ボルトで7時間で満充電になるということでございます。

返っていただきまして、一番上のところに車両のお披露目の予定と書いてございます。日時が平成26年12月19日金曜日、最終本会議の日でございますが、その日の8時半から15時まで、庁舎西側駐車場、1階の屋内駐車場の入口、歩道橋のところでございますが、そちらのほうで随時行っておりますので、試乗も可能となっておりますので、お時間を見つけていただいて、ぜひごらんいただきたいと思います。

以上で終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）リース料を教えてください。

○財産活用推進課長（平原一洋）リース料につきましては、ワゴン車のほうが1台当たり8万4,240円でございます。ミニキャブの軽貨物のほうが、1台当たり5万2,840円となっております。

○委員長（持原秀行）いいですか。ほかにありませんか。

○委員（福元光一）今のリース料は月ですか、それとも年に……。ちょっと待ってください。

それと、この財産活用推進課の集中管理車両としてあるんですけど、これはどんな仕事内容なのか。それと、これは日産なんんですけど、ほかに見積書を何社とられたのか。こっちも軽のワゴン車も一緒です。軽も教えてください。

○財産活用推進課長（平原一洋）先ほど申し上げました金額は、1台当たり月額でございます。年間で202万1,760円、2台分でなるようございます。軽貨物のほうも同じでございます。

集中管理車につきましては、今公用車の効率的な運用をということで、従前は各課に配置してた分を、本庁では68台分を財産活用推進課のほうで集中管理をしまして、随時借り入れる方、それぞれ借りる方いろいろな業種の方、業務がありますけれども、その分を適宜貸し付けながら、余り稼働率を上げて公用車が使われない時間を短くしようという思いで今やっているところでございます。

○委員（福元光一）見積もりは。

○財産活用推進課長（平原一洋）済いません。

グループ長に答弁させます。

○財産管理グループ長（尾崎菊一）電気自動車のほうなんですけど、ワゴン車7人乗りの場合は、日産のe-NV200しかございませんでしたので、車種のほうはもうこれに限定されました。

それで、三菱の軽貨物のほうですが、これも三菱のミニキャブとMiEVしかございませんでしたので、この車種に限定されました。

それで、市内の指名の登録をしてある業者8社ございます。それに入札の案内をいたしまして、普通ワゴン7人乗りの場合は、8社中6社が辞退されました、2社の競争入札になりました。

それと、軽貨物のほうは8社のうち、これも6社が辞退されましたので、2社の競争入札になったところでございます。

以上です。

○委員（福元光一）7人乗りと軽の場合4人乗りですけど、こっちから7人乗りと指名してされたのか、6人乗りとか8人乗りとかいろいろあると思いますけど、その件をこっちから指定されたのか。

それと、ドライブレコーダーとか衝突防止補助システムが両方ともついてますから、これが衝突防止補助システムがついてるということは、これから事故は100%に近い形でないと考えとっていいのか、2点だけ。

○財産活用推進課長（平原一洋）車種につきましては、先ほどグループ長が申したとおり、この車種しかございませんので、7人乗りということで限定させていただいているところでございます。

あとドライブレコーダー、それから衝突防止補助システムでございますけれども、あくまでもこれは安全のための補助システムでございますので、完全に事故がゼロになるとかっていうわけではございません。特に、また衝突防止補助システムにつきましては、その運転の例えは天候とか、そういうのに応じて違ってきますが、入れることにより相当また衝突防止にはなると思いますが、100%はないと考えております。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。御苦労さまでした。

△税務課・収納課の審査

○委員長（持原秀行）次に、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭）それでは、税務課、収納課の補正予算につきまして御説明いたします。

第5回補正予算でございます。予算に関する説明書の31ページをお開きください。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費、税務一般管理費では、人事異動に伴う人件費等の補正が主なものであります。

2目賦課徴収費、賦課徴収事務費では、委託料の執行残における減額、還付加算金及び市税歳出還付金につきましては、それぞれ今後の還付見込みにより、増額補正をお願いするものであります。

固定資産評価事業費では、祁答院地域の、地籍調査後の課税データ整備に係る委託料について、同地域の法務局からの登記異動完了通知が平成27年1月以降になる見込みから、地籍調査後の新地積課税とするデータの整備が不要となったことから減額するものであります。

徴収管理費では、納税の際にコンビニを利用される方が増加していることにより、コンビニ手数料が不足するため、また、預貯金調査に係る手数料が不足するため、増額補正をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（今塩屋裕一）償却資産に係る固定資産税なんんですけど、熊本県であられた例なんんですけど、結構課税対象の把握で市町村でばらつきがあるということで、薩摩川内市はそういったのは、今補正のほうでも課税は還付加算金なども出たんですけど、薩摩川内市ではどうなんでしょう。

○委員長（持原秀行）ほかでいいですか。

○委員（今塩屋裕一）ああ。

○委員長（持原秀行）ほかにありませんか。よろしいですか。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭）税務課、収納課の補正予算につきまして、第6回の補正予算でございます。

予算に関する説明書の12ページをお開きください。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費、税務一般管理費及び2目賦課徴収費、収納率向上特別対策費では、議案第167号の職員給与に関する条例の一部改正に伴う補正額を計上したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。ありませんか。

〔なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭）税務課です。委員会資料の4ページをお開きください。

本庁・支所の組織機構の見直しに伴い、市県民税申告体制等の見直し及び申告支援システムを導入し、事務の効率化等を図るものでございます。

平成26年度申告受け付けとの主な変更点です。

説明項目が前後しますが、1項目め、申告受け付けの職員対応でございます。平成26年度までは市県民税申告受け付け業務並びに賦課業務は申

告書の発送から申告受け付け、課税事務等、一連の業務を本庁、各支所それぞれで対応しておりますが、本土4支所の税務グループが地域振興グループに集約され、申告受け付け等において対応が困難となったことから、本庁支所でチーム体制を組んで対応することとしました。

一番下の6項目めですが、申告に係る賦課業務及び資料等の保管等です。従来は本庁、各支所で賦課業務をし、紙ベースでの申告書、課税資料等を保管してまいりましたが、申告支援システムの導入により、課税資料をデータ化することで資料の保管及び課税事務の効率化が図られるものでございます。

また、課税内容の問い合わせ等に本庁、全支所で同様の対応が可能となり、課税情報の共有化が図られるものであります。

2項目め、本庁、支所の組織機構の見直し、申告支援システム導入により、出張申告受け付け会場の一部集約を行うこととしました。川内地域は25会場から18会場へ、本土4地域につきましては、36会場から22会場へ、甑地域につきましては17会場で変更はありません。

なお、会場の集約に当たっては、原則地区コミュニティセンターを会場とし、住民の方々に影響が最小限にとどまるよう計画したところでございます。

3項目めの申告受け付け時の対応ですが、従来申告書を会場で受領し、精査、確認して市県民税等を職員が申告書に基づき手計算しておりますが、申告支援システムの導入により、職員がパソコンに必要項目を入力して、税額をシステムで自動計算し、申告書をその場で出力して応援していただくこととなります。このため、申告書は不要となるものでございます。

なお、申告に必要なものは、従前と変更はありません。

4項目め、申告書の送付ですが、今まで前年度確定申告者等を除き、全世帯に送付しておりましたが、申告者は申告受け付け時にパソコンから出力することとなったことから、前年度に郵送で申告された方、申告書で申告の希望等の方については、申告書を送付することとし、原則申告者は送付しないこととしました。

5項目め、申告日程等の周知方法ですが、従前は①から③までの周知、今回から市広報紙、FM

さつませんだいを加えて周知することとしております。

申告案内としまして、前年度市県民税の申告者、自治会未加入者等には申告説明書、申告日程表を送付する予定であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）済いません。ちょっと思い違いがあれば指摘していただきたいんですけども、申告書が原則は送付しないというふうなことですが、申告書っていうのは、そのカラーのきれいなやつですよね。あれをあらかじめ計算というか、記入していくって、それを持って行って職員が確かめてやるわけですよね。

この申告書を原則送付しないってなると、そういうあらかじめ自分の家でつくっておくということができないという、そういうことになるんですか。

○税務課長（山口秀昭）実際に最近の税制改正によりまして、申告書を完全に御自分でされる、手計算されてまで申告をされる方が非常に少のうございます。

それで、この申告の支援システムを入れまして、職員が必要項目を入れれば自動で計算されて、申告書が出力されると。そのパソコンには、前年度の課税の状況等が入っておりますので、新たに提出された資料等を入力しまして、申告書を出力するという形になります。

○委員（井上勝博）そうすると、申告される方は何も持って行かないで、その会場に行けばいいということなんですか。

○税務課長（山口秀昭）課税資料につきましては、従前と同じです。印鑑とか、あるいは控除に必要な保険料の領収書、そういうのは必ず必要になります。それらは従前と変わりません。そういうことです。

○委員（井上勝博）それから、会場についてなんですが、会場はかなり減るんですが、基本的には地区コミュニティセンターということになると。そうすると、その一覧というか、市民にこれを知らされるのは、この5のところであるようなことで、どこの会場になるかということは、いつぐらいに今度知らさ

されることになるんですか。

○税務課長（山口秀昭） 1月10日号の市の広報紙で、課税の申告等が変わりましたということでの特集を組んで、広報する予定でございます。

それから、集約される自治会等の会長さんのはうには、文書をこういう形で集約をされましたということで、日程表等も同封して周知する予定であります。

以上です。

○委員（井上勝博） この会場が少なくなることによって、なかなかもう大変になってくるという高齢の方も出てくるんではないかと思うんですが、そういう心配はないんですかね。

○税務課長（山口秀昭） 特に集約につきましては、樋脇地域が具体的には多いです。というのが、区の公民館とか、そういうところが近いところが多数ありました関係で、支所の地域振興課とも協議しまして、樋脇地域につきましては主に樋脇の保健センター、それと樋脇公民館のはうに集約をする予定でございます。

以上です。

○委員（井上勝博） 樋脇につきまして何箇所から何箇所になるんですか。

○税務課長（山口秀昭） 15会場から5会場に変更することとなります。

○委員（今塩屋裕一） 済みません、先ほどは。償却資産にかかる固定資産税ということで、課税対象把握で、熊本県連ですけど市町村でばらつきがあるということで、2006年に地方税法の改正によってこういうばらつきがあるということで、還付加算金って先ほど出たのもあったんですけど、薩摩川内市の状況としてはどうでしょうか。

○税務課長（山口秀昭） 傷却資産は申告になります。申告を受けて賦課業務という形をとるものですから、きちんと150万以上の方は申告していただかないと本当はいけないんですけども、中には個人だけで事業でいらっしゃってわからない部分もあるかもしれませんけれども、特に飲食業の方とかそういう方につきましては、保健所の調査、あるいは傷却資産の場合は固定資産税の傷却と法人のはうの傷却と方法が変わります。違いますので、法人の場合、もう全部下まで、1円まで傷却ができるんですけども、固定資産の場合は5%でとまるという形になります。

それとあと税理士の方に頼まれていらっしゃる

方につきましては、税理士の方が固定資産税の傷却資産をよく理解されていらっしゃらない方がございまして、法人と同じようにされて税務課の方には余り申告をされないと。もう傷却しきったということでそういう申告される方もいらっしゃいます。それで法人のはうの調査、台帳つけ合わせて残存費が残っていれば変更をかけるというような状況で対応しております。

また今、今塩屋委員が言われたのは、本当に実地調査をして台帳確認と現物を見てというところまで本当はしなければならないところですけれども、職員体制とかそういうの勘案しますとそこまでは今早急にできない状況でございますので。申告をきちんとしていただくという周知を、また12月15日には傷却資産の申告書を発送する予定ですけれども、手引きの中にきちんとそういうのを書いてございますので、よく読んでいただいて不明な点は連絡していただければお答えしたいと思います。

以上です。

○委員（今塩屋裕一） ありがとうございます。わかりやすく説明いただきました。

熊本の例をいえば、やっぱり結構農業個人経営でやっている農業面で傷却のばらつきというのも結構大々的に書いてたのもあったんですけど、やっぱりそういう個人経営だったり法人にしているものもあるんですけど。そういう御相談が来たときにはやっぱり指導される方というのは、今対応がちょっと難しいというんですけど、今後はそういうことをやられるっていうか、説明とかそういうのはお考えはありますか。

○税務課長（山口秀昭） 家屋グループのはうに傷却資産税の専門の担当がおりますので、その担当のはうで調査、あるいはそういう相談等をしている状況でございます。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

○委員（井上勝博） この申告会場はかなり減るということについては気になるところで、支所の方には当たられているというんですが、コミュニティのはうとは相談されてるんですか。

○税務課長（山口秀昭） 地域によってそれぞれの各所で対応をお願いしているんですけども、地区コミのはうの会議のはうで報告されるというふうに聞いております。

○委員長（持原秀行） よろしいですか。ほかに

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。
以上で、税務課及び収納課を終わります。御苦労さまでした。

△契約検査課の審査

○委員長（持原秀行）次に、契約検査課の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲）契約検査課長です。補正予算を説明いたします。

予算に関する説明書は、29ページになります。2款1項14目契約管理費です。

まず報償費につきまして、10万4,000円の減額です。

これは優良建設工事施工企業等表彰ということで、実施要綱に基づきまして、前年度に発注をいたしました工事のうち、優良な工事を行った企業の方、並びに企業の技術者の方を対象といたしまして表彰をしております。それに要した費用の確定に伴うものでございます。

費用の内訳は、表彰用の額縁、楯、シール、それから旗になります。

なお、今年度は7月に表彰式を開催したところでございました。

次に、旅費についてです。44万円の減額です。

主なものは、技術職員のスキルアップ研修に係る旅費でございまして、割安運賃の適用等、また各種会議等に係ります旅費の確定分がございました。これに伴う執行残でございます。

次に、使用料及び賃借料40万円の減額です。

主なものは、閲覧図書の作成のためのスキャナー、読み取り機ですが、スキャナー、パソコン等のハードウェア並びにそれに伴うソフトウェアの更新に伴います執行残が主なものでございます。

次に、負担金補助及び交付金です。11万2,000円の減額です。

これは技術職員の研修負担金の確定等に伴う減

額でございます。

補正予算については、以上でございます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。
ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲）それでは、所管事務につきまして、委員会資料に基づきまして今年度の建設工事の入札状況等を報告をいたします。資料は5ページでございます。

1の（1）です。入札の執行件数と平均落札率でございます。年度ごとに状況を示しておりますが、一番下が今年度でございます。

今年度は、これは11月26日、約8カ月分になりますが、223件を執行しております。平均落札率は、一般競争、指名競争、合計で93.36%となっております。

それから下の表（2）ですが、今年度の一般競争入札の工種ごとの開札状況です。

主な部分を説明いたします。件数欄の中に、うち工事品質評価型（成績条件付）というふうに表記がございますけども、これは過去に本市から受注をされた工事につきましての成績評定点、成績評定の点数をつけますが、この平均点を入札の参加条件とするものでございます。

それから、施工体制調査件数とありますが、これは予定価格に対しまして一定の基準を下回る価格、具体的には90%未満の価格ですが、この応札に対しまして、落札決定を行う前に積算の内容を調査をいたします。その上で当否を決定するものでございまして、これは地方自治法施行令で定める、低入札価格調査制度の運用として行っているものでございます。

それから不調の件数が4件ございますけども、この不調の理由につきましては、先ほど申し上げました施工体制調査、これに該当いたしまして、調査の結果、失格となったものが3件、もう1件は開札前に辞退がございまして、入札者なしとい

うことで、1件不調でございます。

なお、この3件につきましては、再度公告をいたしまして落札となっております。また1件は随意契約をいたしております。

それから一番右にくじ件数の欄がございますけども、これは応札をされた金額が同額となった落札候補者の方が複数おられる場合に、これも法令の規定によりましてくじによって落札者を決定するものでございます。これは今80件これまでございまして、全体の36%でございますが、例年年度末に向けましてはこれを減少していく傾向となっております。年間といたしましては例年二十数%で、年間通しではそういった数字になってございます。

続きまして6ページになります。6ページは(3)ですが、これは一般競争入札の予定価格の金額区分別の発注件数です。1,000万円未満の工事が全体の約60%となっておりますが、これは分離分割発注ということでなるべく受注機会をふやすということで、工種ですか工事場所、あるいは工期、こういった分離分割できる工事につきましてはそのように発注するように努めていることによるものでございます。

その下は、コンサル業務委託でございます。全てこれは指名競争入札です。各部門、各業務ごとの平均落札率等を示しております。

表の中央のほうに、うち格付コンサルと表記ございますけども、これは薩摩川内市へのコンサルタント業者につきましては、入札参加資格の等級格付を行っております。A級、B級ということで2区分の等級格付を行っておりますが、その格付市内業者のみを指名業者とする発注件数等でございます。

一番右に不調2件がございますが、これはいずれも予定価格に達しなかったものでございますが、1件につきましては、設計の一部見直しによりまして再度指名通知を行いまして落札しております。またもう1件は、指名業者を変更いたしまして改めて指名競争入札に付しまして、いずれも落札となっております。

次に、7ページでございます。同じく一般競争入札の月別の状況です。

昨年度の比較の表になります。上の2本の折れ線のほうが平均落札率、棒グラフが発注の件数、下の折れ線が入札の参加率、これは1件当たりの

入札を参加された業者数になります。

その下の表は、工種別の平均落札率でございます。2本の棒グラフの右のほうが、今年度分です。一番下にございますように、土木一式、舗装、管、水道施設、この4工種につきましては昨年度を上回っております。

なお、昨年度中に2回入札制度の見直しを行いましたけれども、その後の落札率に反映されているというふうに捉えているところでございます。

続きまして、8ページになります。これは工事成績評定の状況でございます。昨年度との比較表になります。上の折れグラフなもんがございますけども、実線のほうが本年度でございます。波線、点線が昨年度を示しております。△(三角)が最高点、◇(ひし形)が平均点、□(四角)が最低点でございます。棒グラフが成績評定を行った工事の件数になります。

そのすぐ下のほうに各年度の平均点の推移が出ておりますけども、一番下に本年度がございます。年度末にかけましてまだこれから成績評定、申し立件数どんどん出てまいるわけですけども、現時点におきましてはいずれの月も昨年度を点数が上回っている状況にございます。

その下の6ですが、これは総合評価落札方式の状況でございます。

総合評価につきましては、価格、すなわち応札をされる金額ですが、金額だけではなくて価格以外のいろんな要素も含めまして、総合的に評価をいたしまして、落札者を決定するという方式でございます。これも法令を根拠として自治法、市法令等を根拠といたしまして実施をしているものでございます。今年度、これまで11件を実施いたしまして、平均落札率は96.4%となっております。

一番右に逆転件数というところがありますけども、これは最低価格で応札をされた方以外の方が、ほかの要素等で総合的に上回ったということで落札者となった件数でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長(持原秀行) ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(福元光一) 電子入札制度に変わった当時は建設業協会からすごく要望というか厳しい意見もいろいろ出てきたんですけど、今現在はこの

資料で見ますと、一般競争入札の去年とことしの棒グラフなんかを見ると余り変わっていないんですけど、今現在協会からの要望とかそういうのがあると思いますけど、もしあったらどういうことについて要望があるか教えていただきたい。

○契約検査課長（堂元清憲） 昨年も意見交換会等もございまして、昨年2回、先ほど申し上げましたけども、労務費等の改定もございまして、これは全国的な傾向でもあったわけですけども、昨年は特に大きな公共単価の労務費の改定がございました。全国平均で15%、本県は11%ということで、近年にない設計労務単価の引き上げもございまして、そういう点ではうちもそれに連動しまして当然制度の改定を行ったわけですけども、そこ部分については国等の改定に合わせて市のほうも対応したということで、それはもう公表といいますか、いろいろ意見をいただいたんですけども。それともう一点、これは昨年度あったんですけど、総合評価でボランティア作業の関係で評価の仕方について一部、市の管理施設だけの評価だったんですけども、同じボランティアということでもうちょっと広げてほしいということで、これもアンケート等も実施をいたしまして、結果今年度分から一般的な公共施設、国、県も含めた公共施設についても実績として評価をすると、点数をあげるということで、これもちょっと期間を要しましたけども対応したということで。

現在は特にそういう具体的な協会、あるいはその他の団体からの要望というんですか、現時点では特にないところでございます。

○委員長（持原秀行） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。御苦労さまでした。

△防災安全課の審査

○委員長（持原秀行） 次に、防災安全課の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） それでは、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄） 防災安全課でございます。平成26年度第5回補正予算に係る防災安全課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

予算に関する説明書、第5回補正の56ページをお開きください。

56ページの一番下の列でございますが、9款1項6目災害対策費のうち、説明欄の事項にございます災害予防応急対策費の職員手当等増額376万円をお願いするものでございます。

これにつきましては、これまでの大震、台風等によりまして、詰所が開設され、詰所要員の時間外勤務が発生しております。今後の災害に対応するため、災害予防応急対策費の増額をお願いするものでございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしく御審査くださいようお願いいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） 次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄） 平成26年度第6回補正予算に係るものでございます。

第6回補正予算につきましては、議案第167号の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う補正額を計上したものでございます。

予算書の34ページをお開きください。防災安全課の関係分としましては、9款1項6目災害対策費、説明欄の災害予防応急対策費の職員手当等80万円でございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。よろしく御審査くださいようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。
ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○防災安全課長（角島 栄）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）防災安全課で聞いたほうがいいのか、原子力安全対策室で聞いたほうがいいのかちょっと不明なのでお聞きしたいんですが。今国ほうから5人の職員が派遣されて避難計画などの作成に当たっているというふうに聞いているわけですけども、これについて経過的なものっていうかそういう協議、どういうふうに進行しているのか、進展しているのか。何回協議をしているのかとか、今の現状はどうなっている、到達はどうなっているのか。そういうものっていうのが出ているのかどうかなんですけども、どうなんです。

○防災安全課長（角島 栄）現在、国ほうから来ていただきます5名の方につきましては、関係市町、または関係のある部署、バス協会、また県、関係市町と間をとったり訓練等に行いますそういう防災計画につきまして調整をしていただいております。または自衛隊、海上保安本部、そういうところの国の関係省庁とも調整をしていただいているところでございます。

国ほうの職員と私ども市町の会議とか町政につきましては、定期的ではございませんがそういう市町とのそういう調整が必要になった場合、関係市町の職員を集めていただいてそういう調整もしているところでございます。

以上です。

○委員（井上勝博）具体的なところが何かホームページで公開されているとか、文書で出されているとかそういうものはあるのかどうか。

それから協議は、薩摩川内市が一番立地自治体ですから協議が行われているんだろうというふうに思われるんですが、これまで何回ぐらい、そして大体時間的にいったら何時間ぐらい協議などが

されているんでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄）具体的には、ホームページ等では公開されておりませんが、立地自治体としましては、國の方も避難道路並びに孤立したりする地域等があるとかヘリポートとかそういうのも確認をする作業等もやっております。時間と言われますけれども、そういう点については毎回大体1時間半から2時間ぐらいの協議で調整をしているところでございます。

○委員長（持原秀行）一応原発特別委員会の所管になりますので。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。御苦労さまでした。

△原子力安全対策室の審査

○委員長（持原秀行）次に、原子力安全対策室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）特にございません。

○委員長（持原秀行）それでは、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。御苦労さまでした。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しております議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）事務

局でございます。補正予算の14ページでございます。

職員給与に関する条例等の一部改正に伴う補正額を計上したものでございます。2款4項1目選挙管理委員会費でございます。説明欄の選挙管理委員会費の給料・職員手当等・共済費等の増額でございます。

次に、3目選挙費でございます。説明欄の市農業委員会委員選挙費の職員手当等の増額でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）資料の9ページでございます。今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行についてでございます。

12月2日に公示されまして、12月14日投票日で、今期日前投票に入っております。

本市に投票できる者でございます。住所要件が平成26年9月1日以前に本市に転入届をした者、年齢要件、平成6年12月15日以前に生まれた者、その他で他市町村に転出した旨の表示後4ヶ月を経過するまでの間は、選挙権があり投票できるというものです。

市内の投票所は92投票でございます。

投票時間は午前7時から午後7時まで、一部5時、6時というのがございます。

期日前の投票所につきましては、図にございますように、本庁、上甑、下甑におきましては、12月3日から13日までと、樋脇、入来、東郷、郊答院、里、鹿島も各支所におきましては、12月7日から13日までございます。それと、国民審査については、12月7日から13日までということございます。

投票用紙でございますけども、小選挙区、あさ

ぎ色に黒刷り、比例代表区、クリーム色に赤刷り、国民審査、白色に黒刷りということで、この部分がよく新聞報道等で話題になっているんですけども、間違いがございます。小選挙区のときに比例代表の分を配付したり、比例のときに小選挙区の分ということで、昨年の参議院選挙のときは一番この部分が間違いが多かった部分でございます。今回の分につきましても新聞報道等で間違った、交付したということがござましたので、今週の月曜日に事務担当者、今説明をしてた中ではここをしっかりと複数の目で確認して交付してくださいということでお願いをしてございます。

あと、開票所につきましては、第1開票所が本庁で、サブアリーナで行いまして、8時半から、第2開票所、里の上甑の老人福祉センター、第3開票所が手打小学校屋内運動場で、それぞれ8時から開票を予定しております。

開票速報ですけれども、小選挙区のみ中間発表いたします。10時から30分刻みに行います。比例と国民審査については、結果報告のみをいたします。

終了予定ですけども、小選挙区10時30分、比例代表午前1時、国民審査、これ午前2時と書いてございますけど、1時半ごろを予定をしているところでございます。

前回よりも早目に終わるのかなという感じをしておりますし、県のほうから案分が今回はないということを聞いておりますので、その分だけ早いのかなと考えているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありましたけども、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）期日前の投票率とか聞いていいんですかね。投票、現時点では前回と比べてどうなっているのかということ。

それから、選挙公報が届くのが非常におくれるということで、改善がされているんだろうかということなんですが、その2点教えていただけますか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）現在の期日前投票の状況でございますけど、前日まで、12月10日までが6,381名の方が期日前投票をされております。2年前の選挙のときは6,083名の方ですので、約300名増、多くな

っているところでございます。

選挙公報につきましては、今回の分については12月8日に県のほうが選挙公報を発送しております。小選挙区、比例、国民審査の分を発送をしております。県のほうから来てこちらのほうに、市ほうに来て、それを今度は郵便局のタウンメールですか、あれで発送しますので、業者にお願いして袋詰めをして9日、次の日に、徹夜されたかと思うんですけども発送していただいて、金曜日までに届くようにということ、2日前までには届かないといけないということをしております。

何で遅くなるかといいますと、国民審査の分につきましては、就任されてから最初の衆議院選挙のある方が対象になります。告示があったときから、そのときから誰々という形で経歴、何々裁判をされた、経歴をつくっていますので、どうしてちょっと時間がかかるというのが説明を受けているところでございます。ちょっとわかりづらい説明かもしれませんけども。いや、それとあと、国民審査が遅れるのはその感じです。あとそれから告示を受けてから事前審査をされるときに、多分それも出てくるかと思うんですけども、告示を受けてから印刷に入るというのを聞いておりますので、それからして、今回の分については8日に、月曜日に鹿児島のほうから発送されたということを聞いておりますので、はい。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

○委員（井上勝博）いろいろ事情はあるかしれんんですけども、期日前投票がもう始まっているわけであって、有権者が選択する際の貴重な情報なわけですから、やっぱり改善を求めて、印刷の関係ついても2日には皆さん提出されるわけですので、8日に発送というのは少しやっぱり遅いような気がするわけです。やっぱり改善は求めていきたいと思います。

以上です。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）県の選挙管理委員会と、あと上部団体で全国の選挙管理委員会の連合会というのがございますので、その中でもまた鹿児島県のとりまとめ者の中で広報紙を早く発送できないかという形でも要望をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（井上勝博）例えば、広報を文書だから

遅くなるんだけれども、もう早くネットで公開するとかそういうことは考えられないものなんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）済みません。ちょっとそこまではちょっとまだ勉強不足で申しわけございません。即答はできない、調べさせていただきたいと思います。

○委員（佃 昌樹）発送が8日っていうこと自体だけれども、もちろん離島やいろいろなところがありますよね。というのは、情報の早期伝達っていう面からすると情報格差が物すごく出てくると思う。だからそれを放置したままずっと進んでいることに問題があると思うんです。だから、やっぱり鹿児島県を含めて、鹿児島県離島多いし、そこまで全部広報紙がばっと行くということはなかなか難しい状況が出てきているはずですから、やっぱり改善の余地があるだろうと思います。特に、やっぱりこういった鹿児島県とか離島抱えているところは情報の公平性という観点からやっぱり要望をきちっとしておくべきだというふうに思います。ぜひそうしてください。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春）今回の期日前のときでもそういう声をお聞きしておりますので、またこの選挙終わった後県のほうからいろんな情報というかこういうことを何とか改善とか何かありましたら提供というのがございますので、その中で広報紙の早期発送をできないかということを県のほうに報告させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑は尽きたと認めます。以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。御苦労さまでした。

△会計課の審査

○委員長（持原秀行）次に、会計課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）議案がございませんので所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○会計管理者（今吉美智子）特に報告はござい

ません。

○委員長（持原秀行）所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。御苦労さまでした。

△監査事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、監査事務局の審査に入ります。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行）それでは、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（火野坂博行）監査事務局です。よろしくお願ひいたします。

それでは、第6回補正予算について御説明申し上げますので、予算に関する説明書の16ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費事項監査委員費の職員給与費につきましては、人事院勧告に伴う改定分でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（持原秀行）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○監査事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局を終わります。

△公平委員会事務局の審査

○委員長（持原秀行）次に、公平委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○監査事務局長（火野坂博行）特にございません。

○委員長（持原秀行）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（佃 昌樹）公平委員会ができてはいるんだけれども、これは年間に公平委員会を開くような、開くことがあるのかないのか、あるとすればどの程度なのか。

○監査事務局長（火野坂博行）ことしですが、5月と12月に実施しております。内容的には、組合員の役員に変更がありまして、その公平委員会が持っている登録簿がございますが、その登録簿を変更するにはその組合のほうから審査状が上がってきてますので、それに基づいて公平委員会の審査を経ましてその登録簿を変えることになりますので、ことしも4月、10月の人事異動がございました。その関係で2回は公平委員会を開催しております。

以上です。

○委員長（持原秀行）よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行）それでは、質疑は尽きたと認めます。

以上で、公平委員会事務局を終わります。御苦労さまでした。

△議事調査課の審査

○委員長（持原秀行）次に、議事調査課の審査に入ります。

△議案第157号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） それでは、審査を一時中止しておりました議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

課長に補足説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男） 議事調査課でございます。予算に関する説明書、第5回補正をお願いしたいと思います。26ページになります。

1款1項議会費で、補正額の32万9,000円は、通勤手当など職員手当等の増額でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第157号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第169号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（持原秀行） 次に、審査を一時中止しておりました議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

課長に補足説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男） 予算に関する説明書、第6回補正の10ページでございます。

1款1項1目議会費で、補正額の251万2,000円は、人事院勧告に伴います人件費補正でございます。内容につきましては、備考欄記載のとおり、議員分が議員期末手当の168万円、職員分が議会管理費の83万2,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（持原秀行） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第169号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（持原秀行） 次に、所管事務調査を行います。

報告はございませんか。

○議事調査課長（道場益男） 特にございません。

○委員長（持原秀行） これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。御苦労さまでした。

以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（持原秀行） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の継続調査

○委員長（持原秀行） ここで、閉会中の継続調査についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査を議

長に申し出ることとし、また閉会中に現地視察など委員派遣を行う必要がある場合は、その手続きを委員長に御一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（持原秀行）御異議なしと認めます。
よって、そのように取り扱います。

△閉　　会

○委員長（持原秀行）以上で総務文教委員会を閉会いたします。

本日は、大変長い間御苦労さまでした。

【卷末資料】

閉会中の継続調査について

閉会中の継続調査について

総務文教委員会

(調査事項)

- 1 行財政運営及び会計事務について
- 2 市有財産の管理及び利活用について
- 3 市税の賦課徴収について
- 4 入札・契約制度の運用及び工事検査について
- 5 消防行政について
- 6 防災行政について
- 7 学校教育について
- 8 社会教育について
- 9 文化財の保全・利活用及び文化振興について
- 10 スポーツの振興について
- 11 総務事務について
- 12 選挙管理委員会・監査委員・公平委員会の事務について

(調査期限)

調査終了まで

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会
委員長 持原秀行